

**第3部 障害福祉サービス等の
提供体制確保の方策
(第3期障害福祉計画)**

第1章 障害福祉計画の背景

1 障害者自立支援法について

障害者福祉施策は、平成 15 年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度*により、飛躍的に充実しました。しかし、その一方でさまざまな問題点も指摘されました。

そこで制度上の課題を解決するとともに、障害のある人が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るために平成 17 年 10 月に障害者自立支援法が制定され、平成 18 年 4 月から一部施行、同年 10 月から本格施行されました。

障害者自立支援法には次の5つのねらいがあります。

① 障害者の福祉サービスを一元化

障害種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編する。

② 利用者本位のサービス体系に再編

区市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところで一元的にサービスが利用できるようにする。

③ 安定的な財源の確保

サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実する。

④ 障害者がもっと働ける社会

一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう支援する。

⑤ 支給決定の透明化、明確化

支援の必要度合に応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。

2 障害者自立支援法の改正について

利用者負担等のあり方を含め、国は、応能負担を基本とする総合的な制度を作る方針を打ち出し、平成 22 年 4 月には低所得（区市町村民税非課税）の障害者等につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化しました。さらに、平成 22 年 12 月には、障害者自立支援法が改正され、発達障害を障害者自立支援法の対象に位置づけることや、応益負担から応能負担への移行等の方針が打ち出されました。

改正案は平成 24 年 4 月から本格施行されることになっています。

また、障害者自立支援法に代わる新たなサービス提供体制について定める法律の制定に向けた動きも進んでおり、本計画の期間中にも大きな制度変更が行われることが考えられます。

コラム

障害者自立支援法改正のポイント

平成 22 年 12 月、障害者自立支援法が改正され、これまで懸案となっていた事項に関して、新たな視点が盛り込まれました。

① 利用者負担の見直し

利用者負担については、応益負担ではなく、応能負担を原則とすることになりました。

② 障害者の範囲の見直し

発達障害が同法の対象となることが明確化されました。

③ 相談支援の充実

地域自立支援協議会が法律上位置づけられるとともに、基幹相談支援センターの設置等、相談支援の充実が図られました。

④ 障害児支援の強化

児童を対象としたサービスが、児童福祉法を基本とした体系に一本化され、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成が創設されるとともに、重度視覚障害者の移動を支援するサービス（同行援護）が創設されました。

区は、地域の障害者に最も身近な自治体として今後実施される制度変更の的確に対応するとともに、障害者自立支援法に規定される以外の福祉サービスについても必要な施策を充実していきます。

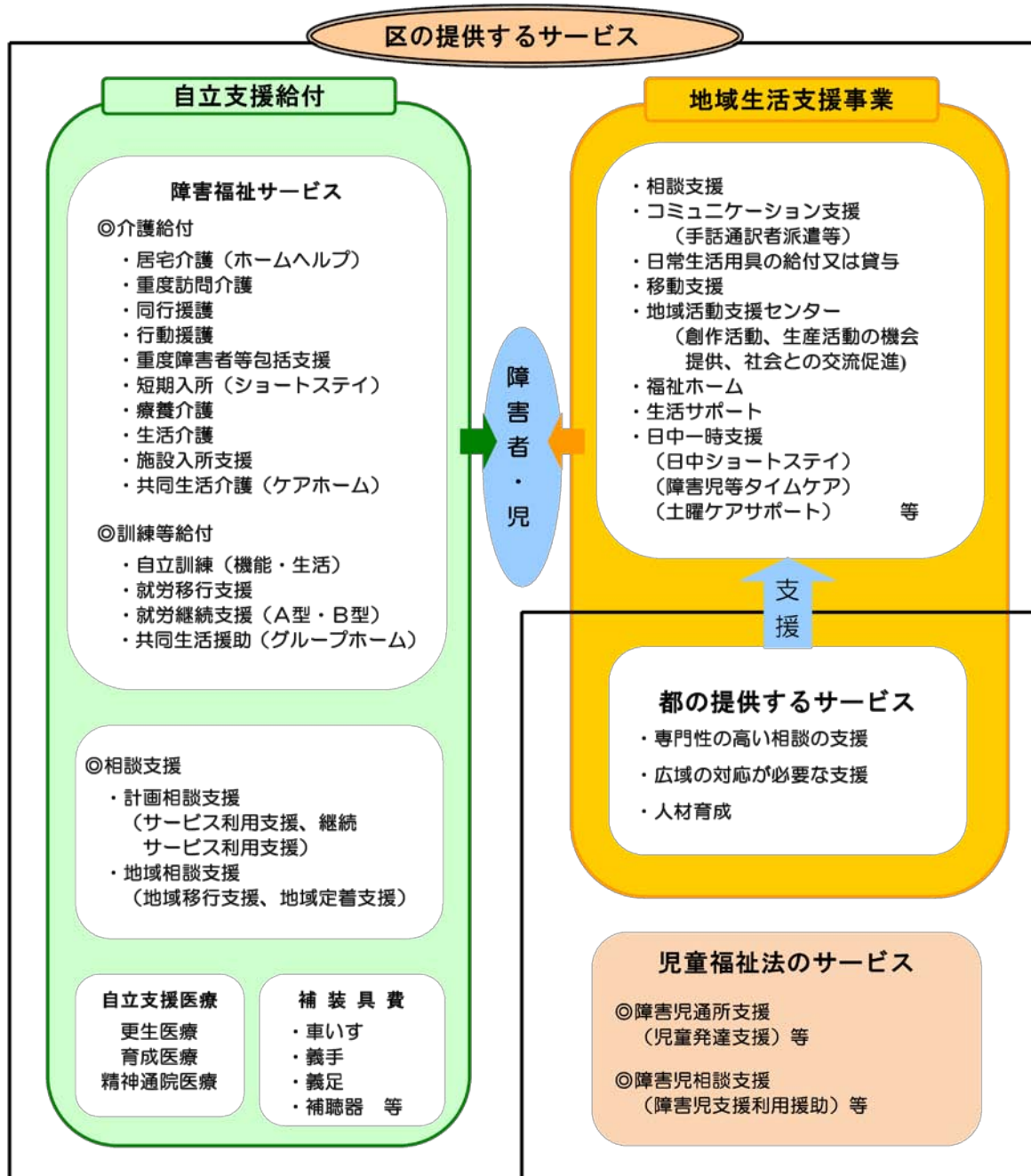
3 第3期新宿区障害福祉計画の策定

障害者自立支援法の施行により、身近な区市町村が責任をもってサービスを提供することになりました。

区では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、障害者自立支援法の新体系にすべてのサービスが移行する平成23年度末までの数値目標等を掲げた計画として、平成19年度及び平成20年度を計画期間とした第1期新宿区障害福祉計画を平成19年3月に、また、平成21年度から平成23年度を計画期間とする第2期の計画を平成21年2月に策定しています。この計画の見込み量等の実績や障害者等の意向を踏まえたうえで、平成24年度から平成26年度末に向けて、障害者施策の数値目標や各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた第3期障害福祉計画を策定しました。

4 障害者自立支援法に基づくサービス内容

障害者自立支援法に基づき、提供されているサービスは大きく分けて、①全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と、②地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体が実施する「地域生活支援事業」の2つがあります。また、自立支援給付は「障害福祉サービス」「自立支援医療」「補装具費」に分けられます。



「自立支援給付」及び「地域生活支援事業」のサービス内容は次の通りです。

◆ 自立支援給付

区分	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚に障害のある人に、外出先で代筆、代読、移動、排泄、食事等の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・雇車型)	雇车型的な就労や生産活動の機会の提供を行います。
	就労継続支援 (B型・非雇車型)	就労や生産活動の機会の提供を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

区分	サービス名	サービス内容
相談支援	計画相談支援 (サービス利用支援)	サービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。
	計画相談支援 (継続サービス利用支援)	サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
	地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において单身等の状況において生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。
自立支援医療	更生医療：障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。 育成医療：生活能力を得るために必要な医療を給付します。 精神通院医療：精神疾患に対する通院医療を給付します。	
補装具費	義肢や車いす等の購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給をします。	

◇ 児童福祉法

(児童デイサービスは平成 24 年 4 月から、障害者自立支援法上の支援から児童福祉法上の支援に変わりました。)

区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援 (旧児童デイサービス)	障害児等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	障害児等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害児に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障害児に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

区分	サービス名	サービス内容
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援を利用する障害児を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。
	継続障害児支援利用援助	障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行い、障害児支援利用計画の修正を行います。

◆ 地域生活支援事業

区分	サービス名	サービス内容
必須事業	相談支援事業	障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣するなど、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具の給付または貸与	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす用具を給付または貸与します。
	移動支援	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるように移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
区市町村の判断により実施する事業	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	生活サポート	介護給付の対象外となった方が、自立して生活するために必要な家事の援助を行います。また、家事の訓練を行い、自立を支援します。
	日中一時支援 (日中ショートステイ)	一時的に見守り等の支援が必要な方の日中利用のサービスです。
	日中一時支援 (土曜ケアサポート)	月曜日から金曜日に区立障害者施設で実施している生活介護を利用している方を対象に、土曜日の日中活動の場を提供するサービスです。
	日中一時支援 (障害児等タイムケア)	小中高生等の障害児等を対象とした放課後や夏休み等、長期休業時の日中活動の場を提供するサービスです。
	その他、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業	

5 費用負担の考え方

障害者自立支援法に基づく自立支援給付の利用者負担は、サービス量と所得に着目したサービスを利用する障害者すべてに共通した利用者負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額上限が設定されています。）となっていました。その後、低所得の方への負担のあり方の見直しにより、負担の軽減が図られ、平成22年4月からは低所得（区市町村民税非課税）の障害者等が利用する、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担が無料化されました。

また、実質的には負担能力に応じた負担となっていることから、平成22年12月に改正された障害者自立支援法において、平成24年4月から負担能力に応じた利用者負担とすることが法律上に明記されています。

第2章 サービス提供体制整備の基本的な考え方

平成 26 年度までのサービス提供体制整備についての基本的な考え方は以下の通りです。

個別のサービス提供体制確保への取り組みについては、詳しくは「第4章 平成 26 年度までのサービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策」をご覧ください。

◆ 必要な訪問系サービスを障害の区別なく充実させます

障害者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）については、障害の種別に関わりなく、サービスを充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

◆ 希望する障害者に対する日中活動系サービス及び短期入所を充実させます

希望する障害者に対する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所を充実させます。

◆ グループホーム・ケアホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進します

地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホーム及び福祉ホームの充実を図るとともに、地域生活への移行を希望する個々の障害者へのサポートや必要なサービスを提供し、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。

◆ 福祉施設から一般就労への移行等を推進します

就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

◆ 必要な入所施設の整備を推進します

地域におけるニーズを把握し、必要な入所施設の整備を推進します。新規整備施設については、これまでの単なる入所施設ではなく、グループホーム、ケアホーム及び福祉ホームや区内短期入所施設、地域での在宅生活を支援するバックアップ機能を担う、地域生活支援型入所施設として整備します。

◆ 相談支援の提供体制を確保します

障害者、とりわけ重度の障害者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

第3章 第3期新宿区障害福祉計画の目標

区は、第1期及び第2期新宿区障害福祉計画で定めた目標を踏まえ、次の2つの目標の達成を目指し、重点的にサービス体系の整備を行います。

1. 地域での生活を希望する福祉施設入所者が、安心して生活する環境を整備し、地域生活移行を推進します。

- 平成23年10月現在、22の方が地域生活に移行しており、第2期計画における23年度末の目標値19人に対して約116%の達成率となっています。
- 平成26年度末において平成17年10月1日現在福祉施設に入所していた身体・知的障害者189人のうち、20.1%（38人）の方が地域での生活が送れるよう、地域での生活を始めるための生活訓練等のサービスを入所施設において提供するとともに、必要な居住及び日中活動の場の整備を進めます。
- 居住の場として必要となるグループホーム・ケアホーム等の整備については、第2期計画策定時に、知的障害者を主たる対象としたグループホームまたはケアホームを設置する法人に対し建設費補助を行い、平成23年度までに3所の増を目指していました。平成23年度から、西新宿保育園園庭跡地に公募で選定した事業者により1所整備するほか、中落合に民間事業者により1所整備します。
- 第3期計画では、平成24年度中に、知的障害者を主たる対象としたグループホーム・ケアホームを高田馬場に民間事業者により1所整備することにより7所となる予定です。今後も引き続き、区有施設の有効活用はもちろんのこと、国や東京都の遊休地の活用及び公営住宅の活用も積極的に検討し、必要に応じて国や東京都に働きかけを行い、施設整備に取り組んでいきます。また、民間事業者による整備を引き続き誘導していきます。
- 弁天町国有地を取得し、公募により選定した民間事業者に土地を貸し付け、設計・建設・開設後の運営を事業者に行わせる、民設民営方式により事業を進めていきます。平成23年度中に事業者選定を行い、平成26年度末開設を目指し、施設整備に取り組んでいきます。知的障害者及び身体との重複障害者を対象とした入所支援等の複合施設として、生活介護、自立訓練及び短期入所事業も併せて行い、グループホーム等を支援するバックアップ機能を持たせるとともに、日中活動の場を確保します。また、医療的ケア体制の整備を進めます。

- 地域生活移行の推進にあたっては、障害者本人の意向を尊重し、個々の障害者の状況にあったきめ細やかなサポートを行うために施設への訪問相談やケアマネジメントによるサービス等利用計画の作成等を行い、自立と社会参加の実現を図ります。

2. 重層的就労支援体制を構築し、福祉施設から一般就労への移行者数を年間42人以上とします。

- 平成22年度には、31の方が通所施設等から一般就労に移行しており、第2期計画における平成23年度末の目標値26人に対して約119%の達成率となっています
- 区内通所施設等から一般就労に移行する障害者数を、第3期計画として平成26年度末までに年間42人以上とします。これは、平成17年度中に区内の通所施設等から一般就労した障害者数(13人)と比較して約3倍となります。
この目標達成にあたり、区では重層的に就労支援体制を整備します。
- 区の障害者に対する就労支援については、区内の作業所等の個々の支援のほか、新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援事業を助成し実施しています。
障害者就業支援事業の内容は以下のとおりです。
 - (1) 区内の作業所等の利用者や在宅の障害者に対する就労支援
 - (2) 障害者を受け入れる企業等への支援
 - (3) 就労を継続するための支援
 - (4) 区内作業所等に対して実施する就労支援の専門性を活かした支援
 - (5) 区役所内障害者インターンシップをはじめとする実習に関する支援、とりまとめ
 - (6) 就業障害者を対象とした、たまり場事業の実施等事業の実施にあたっては、専任の就労支援コーディネーター*、生活支援コーディネーター*を配置し、障害種別や程度を問わず希望する方に支援を行っています。
- また、新宿区障害者地域自立支援協議会や、ハローワーク新宿、東京しごと財団、東京都心身障害者福祉センター、東京障害者職業センター等の就労支援の専門機関をはじめ、特別支援学校、区内の各作業所等で構成する障害者就労支援ネットワーク会議により、多様な就労への支援体制の検討・構築を行うなど、幅広い事業展開で着実な成果をあげてきています。

- 新宿区勤労者・仕事支援センターは平成23年4月に「新宿ここ・から広場」に移転すると同時に障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業所「わーくす ここ・から エール」と就労継続支援B型事業所「わーくす ここ・から スマイル」を開設しました。
同センターは、特別支援学校卒業生や企業離職者等で就労を希望する障害者に対する就労支援ネットワークの要となるほか、障害者のみならず区内の就労に関して支援が必要な方への就労支援施設として、専門的な支援を行い就労支援の充実を図っていきます。
- 職業訓練、職場定着支援等、企業や区内の大学との連携による職場実習や体験の場の充実、就労訓練の場としてのコミュニティショップの運営、ハローワーク等との連携による職業紹介、区内作業所の共同受注センター機能の充実等、総合的に就労に関する支援を行っています。
- 同時に、各事業所に対し工賃向上への取り組みとして、工賃向上に関する計画の策定を促す一方、区としても区事業の優先的発注や、障害者による地域緑化推進事業委託等を通じ、事業所の工賃向上への支援を行うことにより、福祉的就労としての充実を図ります。
- このように、就労支援事業の充実、就労継続支援サービス等各事業者による就労支援と福祉的就労の充実、それぞれの事業所間の有機的連携の強化、新宿区勤労者・仕事支援センターによる取り組み等により、障害種別や利用者ニーズに応じたきめ細やかで重層的な就労支援体制としてきます。

コラム

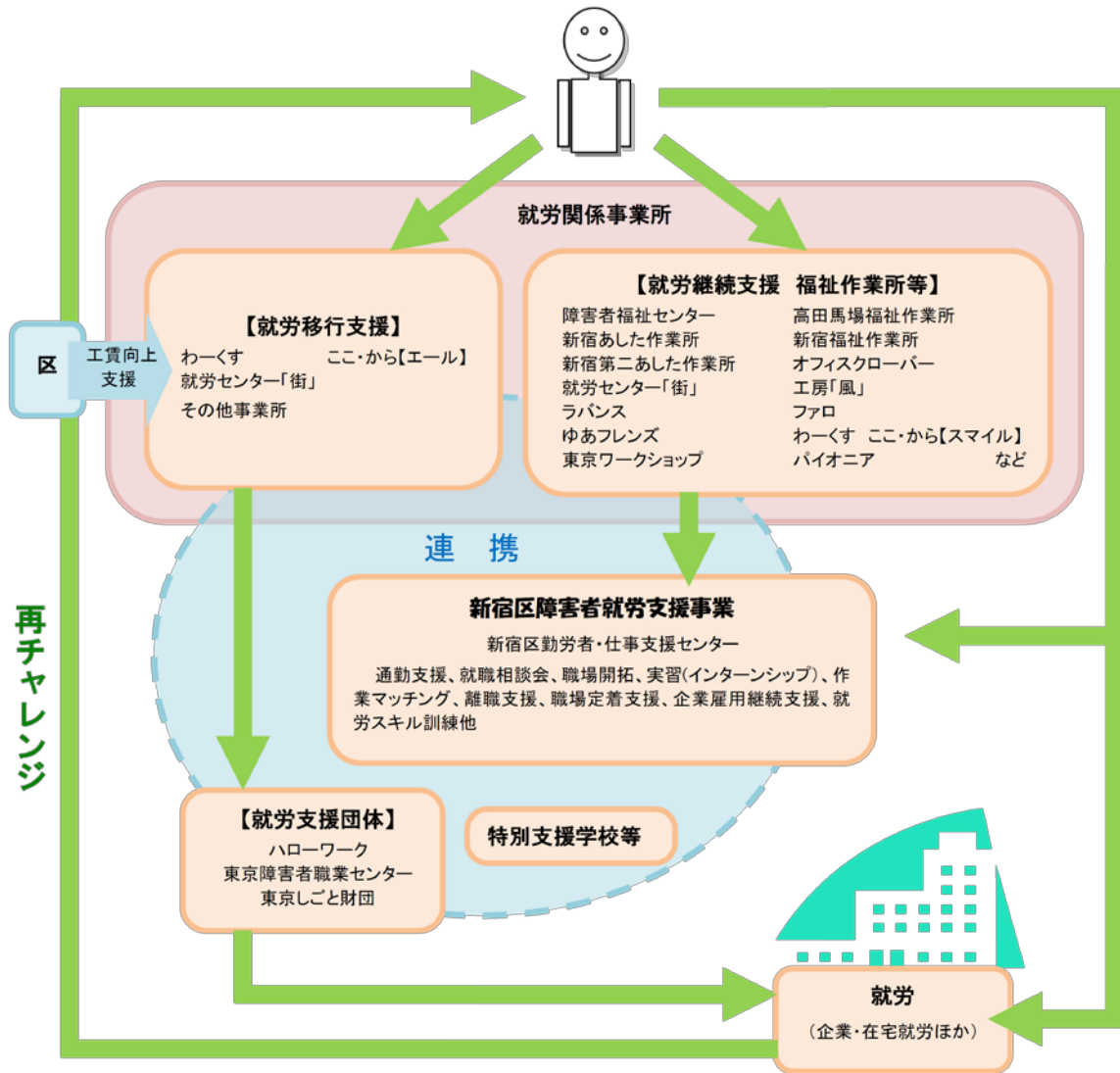
「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の 地域への移行について

第2期障害福祉計画では「入院中の精神障害者の地域生活への移行」について、平成23年度末において暫定的に退院可能な方の50%以上にあたる57人の方が地域生活へ移行することを数値目標として掲げていました。

国からの基本指針では都道府県に対して「社会的入院」の解消をさらに進めて行くための新たな目標値が示されています。

区においては、障害者計画及び障害福祉計画の「地域移行支援」のサービス必要見込量及びサービス提供体制確保の方策の中で、「社会的入院」の解消をさらに進めて行くための施策を示していきます。

■新宿区障害者就労支援ネットワーク



第4章 サービス必要見込量、サービス提供体制確保の方策

(1) 第3期計画におけるサービス必要量見込等について

第3期計画では、第1期・第2期計画を踏まえ、平成26年度までのサービス必要量見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策を定めています。

(2) 「障害福祉サービス」の必要量見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策

平成26年度までの「障害福祉サービス」の必要量見込及び第2期の実績（平成22年度まで）は以下の一覧表の通りです。

109ページから、各サービスごとの必要量見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。

- ◎ 各サービスにおける、1か月あたりの利用者数・利用量を示しています。
- ◎ 通所施設等については、利用者数 × 1か月あたりの平均利用日数を示しています。

◆第2期実績値等（障害福祉サービス）

※ 平成23年度実績は12月までの数値を基に算出しています。

	平成21年度実績		平成22年度実績		平成23年度実績 (推計)	
	人数	時間	人数	時間	人数	時間
1 居宅介護	314人	9,335時間	398人	11,831時間	432人	12,045時間
2 重度訪問介護	34人	8,802時間	39人	11,169時間	41人	11,682時間
3 行動援護	1人	25時間	1人	3時間	2人	39時間
4 重度障害者等包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
5 生活介護	169人×18.5日		252人×20.5日		298人×20.0日	
6 自立訓練（機能訓練）	1人×12日		0人×0日		1人×20.0日	
7 自立訓練（生活訓練）	6人×17.6日		2人×23.0日		6人×24.0日	
8 就労移行支援	8人×14.2日		14人×13.9日		30人×15.0日	
9 就労継続支援（A型）	2人×15.3日		8人×19.6日		8人×19.0日	
10 就労継続支援（B型）	161人×12.9日		313人×15.9日		382人×14.0日	
11 療養介護	3人		3人		3人	
12 児童デイサービス	170人×2.64日		140人×3.1日		153人×3.0日	
13 短期入所 （ショートステイ）	61人×6.3日		64人×6.3日		66人×6.0日	
14 共同生活援助 （グループホーム）	25人		36人		39人	
15 共同生活介護 （ケアホーム）	41人		52人		55人	
16 施設入所支援	54人		122人		159人	
17 サービス利用計画作成費	1人		2人		1人	

◆第3期見込量（障害福祉サービス）

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	人数	時間	人数	時間	人数	時間
1 居宅介護	448 人	13,494 時間	515 人	15,518 時間	592 人	17,846 時間
2 重度訪問介護	44 人	13,236.5 時間	47 人	14,163 時間	50 人	15,154 時間
3 同行援護	187 人	7,480 時間	197 人	7,880 時間	207 人	8,280 時間
4 行動援護	2 人	44 時間	3 人	66 時間	4 人	88 時間
5 重度障害者等包括支援	—		—		—	
6 生活介護	314 人×20 日		337 人×20 日		360 人×20 日	
7 自立訓練（機能訓練）	5 人×20 日		5 人×20 日		5 人×20 日	
8 自立訓練（生活訓練）	8 人×20 日		8 人×20 日		8 人×20 日	
9 就労移行支援	35 人×20 日		35 人×20 日		35 人×20 日	
10 就労継続支援（A 型）	23 人×20 日		23 人×20 日		23 人×20 日	
11 就労継続支援（B 型）	455 人×20 日		485 人×20 日		515 人×20 日	
12 療養介護	22 人		22 人		22 人	
13 短期入所 （ショートステイ）	72 人×4 日		74 人×4 日		76 人×4 日	
14 共同生活援助 （グループホーム）	68 人		81 人		96 人	
15 共同生活介護 （ケアホーム）	57 人		67 人		78 人	
16 施設入所支援	172 人		187 人		202 人	
17 計画相談支援 （サービス等利用計画作成）	63 人		128 人		224 人	
18 地域移行支援	7 人		10 人		13 人	
19 地域定着支援	10 人		12 人		14 人	

◆児童福祉法のサービス

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
20 障害児通所支援 （児童発達支援） ※旧児童デイサービス等	148 人×3.7 日	148 人×3.7 日	148 人×3.7 日

1 居宅介護		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2) (5) (11) (12)		
サービス見込量 (1か月当たりの利用者数・ 総利用時間)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	448 人	13,494 時間	515 人	15,518 時間	592 人	17,846 時間
現状・課題	<p>① 介護保険サービスの訪問介護と障害福祉サービスの居宅介護を併せて利用する方や、精神障害者の利用が増えてきています。</p> <p>② 介護保険利用者の居宅介護の併給に関しては、介護保険の関係機関との綿密な調整が必要となっています。</p>					
サービス提供 体制確保の方策	<p>① 介護保険事業者等に対し、連絡会や研修等のさまざまな機会を通して、障害者や障害福祉サービスについての理解や周知を進めていくことにより、障害福祉サービスの提供が可能な事業者の育成を図ります。</p> <p>② 介護保険利用者の居宅介護サービスの併給に関しては、今後も介護保険の関係機関と連携してサービス調整を行い、適正なサービス提供が行えるような体制を整えていきます。</p>					

2 重度訪問介護		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2)		
サービス見込量 (1か月当たりの利用者数・ 総利用時間)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	44 人	13,236.5 時間	47 人	14,163 時間	50 人	15,154 時間
現状・課題	<p>重度訪問介護は介護保険制度にはない障害者自立支援法上の固有のサービスであるため、介護保険利用者への支給決定が増えており、今後も需要が伸びていく可能性があります。</p>					
サービス提供 体制確保の方策	<p>介護保険利用者への重度訪問介護サービスの支給に関しては、今後もより一層介護保険の関係機関との連携によるサービス調整等を行い、適正なサービス提供が行えるような体制を整えていきます。</p>					

3 同行援護		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2) (29)		
サービス見込量 (1か月当たりの利用者数・総利用時間)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	187 人	7,480 時間	197 人	7,880 時間	207 人	8,280 時間
現状・課題	視覚障害者を対象に、平成 23 年 10 月から新たに加わった障害福祉サービスです。施行にあたっては、説明会開催や地区担当者の訪問による相談等により周知を図りました。視覚障害者やサービス提供事業所には、同行援護のサービス内容について、おおむね認知されたと考えますが、他の障害福祉サービス（通院等介助、移動支援等）との併用方法についても周知していく必要があります。					
サービス提供体制確保の方策	視覚障害者で、通院等介助や移動支援を利用している方への周知を進め、利用の促進を図っていきます。また、関連する事業者に対しても事業の周知を進め、事業者の拡大を図っていきます。					

4 行動援護		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2)		
サービス見込量 (1か月当たりの利用者数・総利用時間)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	2 人	44 時間	3 人	66 時間	4 人	88 時間
現状・課題	<p>① 行動援護の対象要件に該当しても、サービスの提供内容に制約があるため、柔軟に対応ができる移動支援を利用している状況があります。</p> <p>② 行動援護を提供する事業者がまだまだ少ない状況にあります。</p>					
サービス提供体制確保の方策	このサービスの対象者に制度の周知を進めながら、移動支援等の他のサービスと調整を図り、支給決定を行っていきます。					

5 重度障害者等包括支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2)		
サービス見込量 (1か月当たりの利用者数・ 総利用時間)	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
現状・課題	<p>① 重度障害者等包括支援のサービス内容が分かりにくい状況があります。</p> <p>② サービス提供を行える従事者要件が厳しいなどの理由により、重度障害者等包括支援を提供する事業者が少ないことから、サービスの対象者であっても、重度訪問介護を利用している状況です。</p> <p>③ 平成23年3月現在、都内の各区市町村の実績も0名で、全国でも支給決定者は23名という状況です。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>① このサービス対象者に制度の周知を進めながら、今後のサービス利用状況を見守っていきます。</p> <p>② 重度障害者等包括支援のサービスの利用が進まない要因を分析しながら、このサービスの必要性の情報収集を行っていきます。</p>					

6 生活介護		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2) (13)		
サービス見込量 (利用者数× 1か月当たりの 平均利用日数)	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	314人 × 20日		337人 × 20日		360人 × 20日	
現状・課題	<p>平成23年度末における主な区内のサービス提供施設は以下のとおりです。 (全施設サービス提供中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立新宿生活実習所(定員50名) ・区立障害者福祉センター(新宿トライ工房)(定員12名) ・区立あゆみの家(定員45名) ・新宿けやき園(定員20名) <p>① 区立4施設の利用状況はほぼ定員に達しており、特別支援学校等卒業予定者の受け入れについて調整の必要があります。</p> <p>② 今後のサービス需要に対応するため、新たな施設整備を検討する必要があります。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>① このサービスの利用の希望があった場合には、当面の間は既存施設での対応を行います。</p> <p>② 平成26年度末に開設予定の弁天町国有地を活用した入所支援施設の新規整備において、新たに生活介護サービスの実施を進めていきます。 (定員:60名を予定。ただし、施設入所者45名及び、自立訓練(生活訓練)サービス6~10名を含む。)</p>					

7 自立訓練(機能訓練)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)	(2) (11)
8 自立訓練(生活訓練)			(12)
機能訓練	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス見込量 (利用者数× 1か月当たりの 平均利用日数)	5人 × 20日	5人 × 20日	5人 × 20日
生活訓練	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス見込量 (利用者数× 1か月当たりの 平均利用日数)	8人 × 20日	8人 × 20日	8人 × 20日
現状・課題	<p>① 知的及び身体障害者へのサービスについては、区内の施設で自立訓練施設に移行する予定の施設は無く、主として区外の入所施設等においての必要量見込みです。自立訓練の機能訓練事業に対する代替として、区内では区立障害者福祉センターにおいて専門の支援員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士各1名及び看護師2名）を配置し、身体障害者のリハビリテーション等を中途障害者の退院後支援を含め、総合的に実施しています。また、自立訓練の生活訓練事業に対する代替としては、知的障害者に対する生活能力の維持・向上等を、現在区内の通所施設（現行の生活実習所、福祉作業所等）において実施しています。</p> <p>今後、必要に応じて新たな施設を整備する際にサービス提供を検討していきます。</p> <p>② 平成 22 年 4 月に、東京都視覚障害者生活支援センターが旧法の通所更生施設から自立訓練（機能訓練）へ移行しました。今後も民間での自立訓練（生活訓練）の新設が予定されています。</p>		
サービス提供体制確保の方策	<p>① 平成 26 年度末に開設予定の弁天町国有地を活用した入所支援施設の新規整備において、新たに自立訓練（生活訓練）の実施を進めていきます。（定員：6～10 名を予定。）</p> <p>② 事業の円滑な実施に向けて、相談や助言等の対応を行います。</p>		

9 就労移行支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)	(4) (13) (26) (27)
サービス見込量 (利用者数× 1か月当たりの 平均利用日数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	35 人 × 20 日	35 人 × 20 日	35 人 × 20 日
現状・課題	<p>① 特別支援学校等卒業予定者の受け入れ態勢を構築する必要があります。</p> <p>② 平成 23 年度末における区内の就労移行支援事業所は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿区勤労者・仕事支援センター わーくす ここ・から【エール】 ・就労センター「街」 ・東京ワークショップ ・東京都視覚障害者生活支援センター <p>③ 就労継続支援B型事業所(14 所)に比べて、就労移行支援事業所(4 所)は少ない状況です。</p> <p>新規事業所開設に向けての区としての支援策等の対応を検討する必要があります。</p>		
サービス提供 体制確保の方策	<p>① 新宿区障害者自立支援ネットワークにおいて設置される「障害者就労支援ネットワーク会議」の機能を十分に活用していきます。また、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターのノウハウを活かし、区内企業との連携を活用した実習企業の確保とともに、障害者雇用の促進を図っていきます。</p> <p>② 特別支援学校等の卒業予定者の意向を踏まえ、今後の国の動向をみながら、就労移行支援事業所での受け入れ体制のあり方を検討していきます。</p>		

10 就労継続支援(A型)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)	(4) (13) (26) (27)
サービス見込量 (利用者数× 1か月当たりの 平均利用日数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	23 人 × 20 日	23 人 × 20 日	23 人 × 20 日
現状・課題	<p>① 平成 23 年 10 月に行った障害者生活実態調査において日中活動サービスに対する要望では、全体の約 2 割の方が就労継続支援 A 型を希望しています。</p> <p>② 平成 24 年 4 月開所予定の区内事業所が 1 所あり、その利用希望者の把握と事業所への支援等の検討が必要です。</p>		
サービス提供 体制確保の方策	<p>① 区内事業者が検討している就労継続支援 A 型事業所について、東京都とも協議し、円滑に開所できるように支援していきます。</p> <p>② 引き続き、就労継続支援 A 型事業所が増設できるよう、事業所への支援等の検討を進めていきます。</p>		

11 就労継続支援(B型)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)	(4) (13) (26) (27)
サービス見込量 (利用者数× 1か月当たりの 平均利用日数)	平成24年度 455人 × 20日	平成25年度 485人 × 20日	平成26年度 515人 × 20日
現状・課題	<p>① 区内の旧体系通所事業所や精神障害者小規模通所授産施設等からの移行は、平成23年度当初にはすべて新法事業所へ移行しました。</p> <p>② 平成23年度末における区内の就労継続支援B型事業所は以下のとおりです。</p> <p>(身体障害者)・区立障害者福祉センター【あすなろ作業所】 (知的障害者)・区立新宿福祉作業所 ・区立高田馬場福祉作業所 ・新宿あした作業所 ・新宿第二あした作業所 (精神障害者)・オフィスクローバー ・新宿西共同作業所ラバンス ・ファロ ・就労センター「風」 ・就労センター「街」 ・ゆあフレンズ</p> <p>(三障害対応)・新宿区勤労者・仕事支援センター わーくす ここ・から【スマイル】 (視覚障害者)東京ワークショップ、パイオニア</p> <p>③ 就労継続支援B型事業所を利用する方が増加していることとあわせて、特別支援学校等の卒業予定者の受け皿として、知的障害者を対象とする事業所の定員確保が課題です。</p>		
サービス提供 体制確保の方策	<p>区と特別支援学校、区内事業所等により構成される進路対策等連絡会や関係機関との連携により、障害状態にあった適切な就労支援サービスを提供していきます。</p>		

12 療養介護		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)	(3)
サービス見込量 (1か月あたりの 利用者数)	平成24年度 22人	平成25年度 22人	平成26年度 22人
現状・課題	<p>療養介護の対象となる方がいても、受け入れ可能な医療機関が少ないことで、在宅での生活を余儀なくされている状況があり、受け入れ態勢の整備が必要となっています。</p>		
サービス提供 体制確保の方策	<p>引き続き、国立精神・神経センター病院、国立病院機構下志津病院にてサービス提供を行っていくとともに、今後も療養介護として事業を行っている医療機関と連携をとりながら、受け入れ体制の整備を進めていきます。</p>		

13 短期入所(ショートステイ)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)	(5) (22)
サービス見込量 (利用者数× 1か月あたりの 平均利用日数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	72 人 × 4 日	74 人 × 4 日	76 人 × 4 日
現状・課題	<p>① 平成 23 年度末における区内のサービス提供施設は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立障害者福祉センター ・区立新宿生活実習所 ・区立あゆみの家 ・新宿けやき園 <p>② 区内の短期入所では、利用したい日に利用できない状態が常態化しており、増床が求められています。</p> <p>③ 医療的ケアの必要な方等が利用できる施設を増床が求められています。</p> <p>④ 区内事業所は小規模であるため、連続7日以内の利用が原則となっていることから、介護者の病気等の理由により、比較的長期の利用(1ヶ月程度)に対応できません。</p> <p>⑤ 精神障害者の地域生活への移行を進めるために、短期入所のニーズや需要数の把握が必要です。</p>		
サービス提供体制確保の方策	<p>① 平成 20 年度開設の新宿けやき園では一定程度の医療的ケアが必要な方等を受け入れられるよう、区が助成を行いサービス内容の充実を図りました。平成 26 年度末開設予定の入所支援施設でも、医療的ケアに対応できる短期入所(5床)の整備を計画しています。</p> <p>② 緊急時の1ヶ月単位のショートステイ先の確保については、広域的な取り組みも含めて対応していきます。</p> <p>③ 精神障害者の短期入所については、ニーズや需要数の把握をしたうえで、現在計画中の精神障害者支援施設で整備していきます。</p>		

14 共同生活援助(グループホーム) 15 共同生活介護(ケアホーム)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)	(11) (12) (14)
共同生活援助 サービス見込量 (1か月当たりの 平均利用者数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	68 人	81 人	96 人
共同生活介護 サービス見込量 (1か月当たりの 平均利用者数)	24 年度	25 年度	26 年度
	57 人	67 人	78 人
現状・課題	<p>① 施設から地域生活移行する方の生活の場として、さらに整備を進める必要があります。</p> <p>② 精神障害者においては、民間による通過型グループホーム*の整備が順調に進んでいます。</p>		
サービス提供 体制確保の方策	<p>① グループホーム・ケアホームは、利用者の障害程度区分に応じて、それぞれのサービス区分として運営される仕組みになっています。(原則として、中軽度障害者は、グループホーム利用、重度障害者はケアホーム利用となります。)入所施設からの地域生活移行の推進においてはケアホームの役割が重要となるため、ケアホームの整備を重視していきます。</p> <p>② 第2期障害福祉計画策定時には、知的障害者を主たる対象としたグループホームまたはケアホームの基盤整備のため、区内にグループホームまたはケアホームを設置する法人に対し建設費補助を行い、平成23年度までに3所の増を目指していましたが、整備がやや遅れています。平成23年度中に、西新宿保育園園庭跡地に公募により選定した事業者により1所整備するほか、中落合に民間事業者により1所整備します。さらに、平成24年度中にも、高田馬場に民間事業者により1所整備予定です。</p> <p>③ 区有施設の有効活用はもちろんのこと、国や東京都の遊休地の活用及び公営住宅の活用も積極的に検討し、必要に応じて国や東京都に働きかけを行い、施設整備に取り組んでいきます。また、民間事業者による整備を引き続き誘導していきます。</p> <p>④ [第二次実行計画]精神障害者においては、民間事業者によるグループホーム整備が順調に進んでいるため、第一次実行計画ではグループホームの設置促進を予定していた高田馬場福祉作業所移転後の跡地活用については方針を転換し、精神障害者の円滑な地域生活への移行及び地域生活への定着を目的に、幅広く支援を実施するための精神障害者支援施設を設置する方向で整備を進めます。</p>		

16 施設入所支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)	(15)
サービス見込量 (1か月あたりの 平均利用者数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	172 人	187 人	202 人
現状・課題	<p>① 医療的ケアを必要とする障害者に対応できる施設への要望があります。</p> <p>② 障害者生活実態調査によると全体の 58%の方が都外の施設に入所しており、また、全体の 62%の方が退所後の暮らしたい地域として新宿区を希望しています。</p> <p>③ 保護者の高齢化の問題等、介護に関する不安が切実であり、施設の確保が求められています。</p> <p>④ 弁天町国有地を活用し、新たに整備する施設は、知的障害者と身体障害者の混合型施設であるため、重度障害者や重複障害者に配慮した支援及び施設運営上での工夫が必要です。</p>		
サービス提供 体制確保の方策	<p>① 第2期障害福祉計画策定時、知的障害者を主たる対象とした入所支援施設等は平成 23 年度開設を目指していましたが、検討していた土地の活用が困難となり開設が遅れたため、今後も継続して取り組んでいきます。</p> <p>② [第二次実行計画事業] 弁天町国有地を取得し、公募により選定した民間事業者土地を貸し付け、設計・建設・開設後の運営を事業者に行わせる、民設民営方式により事業を進めていきます。平成 23 年度中に事業者選定を行い、平成 26 年度末開設を目指し、施設整備に取り組んでいきます。知的障害者及び身体との重複障害者を対象とした入所支援等の複合施設として、生活介護、自立訓練及び短期入所事業も併せて行います。</p> <p>③ 各サービスを提供するうえで、併せて医療的ケア体制の整備を進めます。</p> <p>④ 在宅生活を送る障害者やその家族等の支援の拠点としての役割やグループホームの緊急時のバックアップ等の機能についても充実させていきます。</p>		

17 計画相談支援 (サービス等利用計画作成)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)	(1) (11) (12)
サービス見込量 (1か月あたりの 平均利用者数)	平成24年度 63人	平成25年度 128人	平成26年度 224人
現状・課題	<p>① 平成23年度は、サービス等利用計画作成について、区職員が指定相談支援事業者と連携を取りながら取り組んでいます。</p> <p>② 現行のサービス等利用計画作成については、対象者が限定されていたため、要望があっても対応できない場合があります。障害者自立支援法の改正で、対象者が障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害者等へ拡大されることになり、施行後3年間で段階的に対象者を拡大することになりました。これにより、これまで障害福祉サービスの支給決定を受けていた利用者も対象となることで、延べ1,800名の対象者に対し、計画的にサービス等利用計画を作成していく必要があります。</p>		
サービス提供 体制確保の方策	<p>① 基幹相談支援センターの設置に伴い、当面の間は、区職員（非常勤職員含む）が中心になって、計画的に、サービス等利用計画を作成していきます。また、相談事業者においてもサービス等利用計画の作成ができるよう研修等を実施し、指定特定相談支援事業者として育成していきます。</p> <p>② サービス利用対象者に計画相談支援の制度の周知を進めていきます。また、サービス等利用計画の作成を担う「指定特定相談支援事業者」は区市町村が指定することが示されているため、サービス提供事業者に対しても制度の周知を図り、この事業が円滑に進む仕組みを整備していきます。</p>		

18 地域移行支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(11) (12)
サービス見込量 (1か月あたりの 平均利用者数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	7人	10人	13人	
現状・課題	<p>都モデル事業として平成 21 年度から平成 23 年度まで「退院促進コーディネート事業」を実施し、委託した事業所のコーディネーターが精神病院入院中から退院にむけての調整を行ってきました。(平成 21 年 5 名、平成 22 年 5 名、平成 23 年度は半年にて 6 名が利用)</p> <p>退院が可能な精神障害者への地域生活への移行支援については、障害者本人や病院からの要望はありますが、病状の不安定さや適した住宅の確保が難しいこと等から、退院できた利用者は半数以下となっています。</p> <p>障害者自立支援法の改正により、平成 24 年 4 月からは「地域移行支援」として退所・退院を希望する施設入所者及び入院患者の地域への移行に向けた相談支援等のサービスが個別給付化されます。新たな制度へのすみやかな移行と、医療や福祉を含む全体的な支援の仕組みづくりが課題です。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>一般相談支援事業所による住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談が行えるよう支援します。区として、社会資源の情報提供や医療、福祉面からの支援を行い、退所・退院を希望する施設入所者及び入院患者の地域への移行を推進します。</p>			

19 地域定着支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(11) (12)
サービス見込量 (1か月あたりの 平均利用者数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	10人	12人	14人	
現状・課題	<p>これまでは、障害者福祉課や保健センターの地区担当職員が退院・退所後の地域生活や家族と同居からの単身生活、地域生活が不安定な対象者に対して相談、支援してきました。</p> <p>障害者自立支援法の改正により平成 24 年 4 月から「地域定着支援」として個別給付化されます。新たな制度へのすみやかな移行と「地域移行支援」や医療、福祉を含む全体的な支援の仕組みづくりが課題です。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>一般相談支援事業所と連携し、居宅において単身等で生活する障害者に対して、常時の連携体制を確保し、障害の特性により生じた緊急の事態に対応できるよう体制づくりを進めていきます。</p>			

20 障害児通所支援(児童発達支援) ※旧児童デイサービスを含む		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(1) (5) (20) (21) (22) (24)
サービス見込量 (利用者数× 1か月あたりの 平均利用日数)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	148人 × 3.7日	148人 × 3.7日	148人 × 3.7日	
現状・課題	<p>区内には新宿区立子ども総合センター、中央愛児園児童デイサービスセンターの2か所の児童デイサービス事業所があります。</p> <p>平成24年度より児童デイサービスは児童福祉法の「障害児通所支援」として新しいサービス体系に再編する予定です。</p> <p>① 平成23年4月に区立子ども発達センターを、区立子ども総合センターへ移転統合し、児童デイサービスの対象を小学2年生まで拡大するとともに、発達障害児を含めた発達支援を総合的に行っています。</p> <p>② 児童の成長に応じた切れ目のないサービスに繋げるため、各関係機関の連携をさらに強化していくことが必要です。</p> <p>③ 児童福祉法の「障害児通所支援」として新しいサービス体系に移行後も適正かつ円滑に事業を進めていくことが課題です。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>① 区立子ども総合センター発達支援コーナーは、一般の児童施設内に設置されている特色を活かし、より保護者にとって相談しやすい環境を整えていきます。</p> <p>② (仮称)子ども家庭・若者サポートネットワークの発達支援部会等をより活用し、各療育機関と各子育て支援施設・保育園・幼稚園・子ども園・学校等、日常的に児童が過ごす施設とが緊密に連携しあい、障害の早期発見、早期療育を進めるとともに、児童の成長に伴う各ライフステージに応じた切れ目のないサービスを提供します。</p> <p>③ 区立子ども総合センター発達支援コーナーでは、これまでの支援経験や上記の特色を活かし、新サービス体系に移行後も適切にサービスを提供していきます。</p> <p>④ 障害者自立支援法の改正に伴い、平成24年度以降児童デイサービスは児童福祉法に基づく新しいサービス体系への移行が予定されています。移行後のサービスについて適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図っていきます。なお、児童発達支援については児童デイサービスの他、障害児通園施設の利用者(17名)を含めサービス利用を見込みます。</p>			

(3) 「地域生活支援事業」の必要量見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策

平成 26 年度までの「地域生活支援事業」の必要量見込及び第 2 期の実績は以下の一覧表の通りです。

124 ページから、各サービスごとの必要量見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。

◆第 2 期実績値等（地域生活支援事業）

平成 23 年度実績は 12 月までの数値を基に算出しています。

		平成 21 年度 実績		平成 22 年度 実績		平成 23 年度 実績（推計）		
101	相談支援	実施個所数	14 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所	
102	障害者地域自立支援協議会	設置年月	平成 19 年 3 月設置済					
103	居住サポート	実施個所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	
104	成年後見制度利用支援	実施個所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
105	コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣)	年間利用件数	延 897 件	延 743 件	延 825 件	延 825 件	延 825 件	
106	コミュニケーション支援事業 (要約筆記者派遣)	年間利用件数	延 163 件	延 152 件	延 68 件	延 68 件	延 68 件	
107	コミュニケーション支援事業 (区役所手話通訳者設置)	年間利用件数	延 146 件	延 112 件	延 149 件	延 149 件	延 149 件	
108	日常生活用具 (介護訓練支援)	年間利用件数	延 12 件	延 22 件	延 14 件	延 14 件	延 14 件	
109	日常生活用具 (自立生活支援)	年間利用件数	延 63 件	延 75 件	延 69 件	延 69 件	延 69 件	
110	日常生活用具 (在宅療養等支援)	年間利用件数	延 29 件	延 30 件	延 32 件	延 32 件	延 32 件	
111	日常生活用具 (情報・意思疎通支援)	年間利用件数	延 72 件	延 55 件	延 72 件	延 72 件	延 72 件	
112	日常生活用具 (排泄管理支援)	年間利用件数	延 3,518 件	延 3,701 件	延 3,894 件	延 3,894 件	延 3,894 件	
113	住宅改修費	年間利用件数	延 23 件	延 17 件	延 18 件	延 18 件	延 18 件	
114	移動支援(個別支援)	提供事業者数 年間利用者 時間数	70 箇所	延 3,451 人	74 箇所	延 3,570 人	106 箇所	延 4,380 人
				延 56,697 時間				延 64,986 時間
115	移動支援(グループ支援)	提供事業者数 年間利用者 時間数	87 箇所	延 239 人	74 箇所	延 453 人	106 箇所	延 322 人
				延 1,076 時間				延 1,908 時間
116	地域活動支援センター	実施個所数 年間利用者数	5 箇所 延 10,735 人	5 箇所 延 12,388 人	6 箇所 延 14,609 人	6 箇所 延 14,609 人	延 14,609 人	
117	身体障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	3 箇所 21 人	3 箇所 21 人	3 箇所 21 人	3 箇所 21 人	21 人	
118	精神障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	1 箇所 8 人	1 箇所 8 人	1 箇所 8 人	1 箇所 8 人	8 人	
119	日中一時支援 (日中ショート)	実施個所数 年間利用者数	5 箇所 延 187 人	6 箇所 延 251 人	10 箇所 延 232 人	10 箇所 延 232 人	延 232 人	
120	日中一時支援 (障害児等タイムケア)	実施個所数 利用定員	1 箇所 25 人	1 箇所 25 人	1 箇所 30 人	1 箇所 30 人	30 人	
121	生活サポート事業	年間利用時間	延 799.5 時間	延 1,255 時間	延 2,536 時間	延 2,536 時間	延 2,536 時間	

◆第3期見込量（地域生活支援事業）

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
101	相談支援 実施個所数	14 箇所		14 箇所		14 箇所	
102	基幹相談支援センター 設置年月	平成 24 年 4 月設置予定					
103	障害者地域自立支援協議会 設置年月	平成 19 年 3 月設置済み					
104	居住サポート 実施個所数	6 箇所		6 箇所		6 箇所	
105	成年後見制度利用支援 年間利用件数	延 5 件		延 8 件		延 11 件	
106	コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣) 年間利用件数	延 840 件		延 890 件		延 940 件	
107	コミュニケーション支援事業 (要約筆記者派遣) 年間利用件数	延 90 件		延 100 件		延 110 件	
108	コミュニケーション支援事業 (区役所手話通訳者設置) 年間利用件数	延 210 件		延 220 件		延 230 件	
109	日常生活用具 (介護訓練支援) 年間利用件数	延 19 件		延 22 件		延 25 件	
110	日常生活用具 (自立生活支援) 年間利用件数	延 81 件		延 85 件		延 89 件	
111	日常生活用具 (在宅療養等支援) 年間利用件数	延 33 件		延 35 件		延 37 件	
112	日常生活用具 (情報・意思疎通支援) 年間利用件数	延 78 件		延 81 件		延 84 件	
113	日常生活用具 (排泄管理支援) 年間利用件数	延 3,504 件		延 3,644 件		延 3,790 件	
114	住宅改修費 年間利用件数	延 22 件		延 22 件		延 22 件	
115	移動支援 (個別支援・グループ支援) 提供事業者数 年間利用者 時間数	86 箇所	延 3,797 人	86 箇所	延 4,291 人	86 箇所	延 4,849 人
			延 68,342 時間		延 77,226 時間		延 87,265 時間
116	地域活動支援センター 実施個所数 年間利用者数	6 箇所	延 12,760 人	6 箇所	延 13,220 人	6 箇所	延 13,680 人
117	身体障害者福祉ホーム 実施個所数 利用定員	3 箇所	21 人	3 箇所	21 人	3 箇所	21 人
118	精神障害者福祉ホーム 実施個所数 利用定員	1 箇所	8 人	1 箇所	8 人	1 箇所	8 人
119	日中一時支援 (日中ショート) 実施個所数 年間利用者数	8 箇所	252 人	8 箇所	267 人	8 箇所	283 人
120	日中一時支援 (土曜ケアサポート) 実施個所数 年間利用者数	1 箇所	182 人	1 箇所	324 人	1 箇所	342 人
121	日中一時支援 (障害児等タイムケア) 実施個所数 利用定員	1 箇所	30 人	1 箇所	30 人	1 箇所	30 人
122	生活サポート事業 年間利用時間数	延 2,688 時間		延 2,940 時間		延 3,192 時間	

第3部 障害福祉サービス等の提供
体制確保の方策（第3期障害福祉計画）

第4章

101 相談支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(1)(6)(7) (8)(9)(16) (17)(20)(21) (24)
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス見込量 (箇所数)	14 箇所	14 箇所	14 箇所	
現状・課題	<p>① 障害者相談支援の窓口は、平成 23 年 10 月現在 14 か所となっていますが、区の機関については、指定相談支援事業者として、東京都から指定を受けておらず、今後は、サービス等利用計画作成と連動して対応できる、相談支援のあり方が求められています。 (平成 23 年 10 月現在の区内の相談支援事業者 7か所：在宅ケア協会、プロキオン、まど、オフィスクローバー、ラバンス、ファロ、風)</p> <p>② 相談支援事業者については、精神障害者に比べて、身体・知的障害者の相談に対応できる事業者が少ない状況です。</p> <p>③ 障害者自立支援法の改正に伴い、平成 24 年 4 月から、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを障害者福祉課に設置をする予定です。身体障害者、知的障害者及び精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的としていますが、基幹相談支援センターの位置づけや業務内容及び地域の相談支援事業者との連携や役割分担等の検討が必要です。</p>			
サービス提供 体制確保の方策	<p>① 障害者福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、相談支援の充実を図るとともに、相談支援事業者との連絡調整を密にしながら、相談支援体制のネットワークを構築していきます。</p> <p>② 基幹相談支援センターでは、以下の事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等の相談支援、情報提供、助言、成年後見相談、虐待相談 ・ 相談支援事業者間の連絡調整及び関係機関の連携の支援 ・ 相談支援事業者への研修等を実施し、事業者の人材育成・能力向上 ・ サービス等利用計画の作成 <p>③ 相談支援事業者においても、障害者等の相談支援及びサービス等利用計画が作成できるように育成していくこととあわせて、身体・知的障害者の相談に応じられる事業者を増やし、障害種別や地域による偏りがなくなるように、相談支援事業者を拡充していきます。</p>			

102 基幹相談支援センター	関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)			(1) (2) (6) (7) (8) (9) (11) (12) (16) (17) (20) (21) (24)
	サービス見込量 (設置の有無)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
現状・課題	平成 24 年 4 月設置予定			
サービス提供 体制確保の方策	<p>① 障害者自立支援法の改正により、平成 24 年 4 月から地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする、「基幹相談支援センター」を区市町村が設置することができることになりました。これを受けて区では基幹相談支援センターを障害者福祉課内に設置します。</p> <p>② 相談支援業務を円滑に実施するため、基幹相談支援センターを中心に地域の相談支援事業者間の連携を図り、個々の相談事例に応じた相談支援体制を充実することが課題です。</p> <p>③ 平成 24 年 10 月からの障害者虐待防止法の施行に伴い、区市町村または施設が障害者虐待の通報窓口や相談等を行う「障害者虐待防止センター」としての機能を果たすことが求められています。</p>			
	<p>① 地域にある相談支援事業者の個々の相談業務について統括し、実施状況や問題点・課題を明確に捉え、その内容をフィードバックして対策を講じていきます。</p> <p>② 地域の相談支援事業者間の調整を行い、全体のバランスをとることで、業務内容・業務量のばらつきを防止し、全事業者の力が効率よく発揮できるように支援していきます。</p> <p>また、障害者のケアマネジメントに関連する庁内の部署・機関との調整を図ることにより、区民に対する支援を円滑に行います。</p> <p>③ 基幹相談支援センターと地域の相談支援事業者が連携を図り、事例に応じた的確なアドバイスや関係部署への繋ぎ、同行訪問等の支援をすることで、相談支援事業者の適切な対応に役立てていきます。</p> <p>④ 基幹相談支援センターと相談支援事業者の役割・機能の理解や各職種に必要な基本的なスキルの習得等を図り、基幹相談支援センター・相談支援事業者の職員としての人材育成と問題解決能力の向上を図っていきます。</p> <p>⑤ 基幹相談支援センターに「障害者虐待防止センター」の機能を置き、虐待の相談等に対応する体制の整備を図っていきます。</p>			

103 障害者地域自立支援協議会		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(1) (2) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (17) (26)
サービス見込量 (設置の有無)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	平成 19 年 3 月設置済み			
現状・課題	<p>① 相談支援事業をはじめとする、地域の障害者福祉に関するシステムづくりについての協議の場として、障害者福祉に関するさまざまな立場の方を構成員として「障害者地域自立支援協議会」を平成 19 年 3 月に設置しました。</p> <p>② 平成 22 年 12 月の障害者自立支援法の一部改正を踏まえた今後の地域自立支援協議会の運営方針等について検討することが必要です。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>① 地域自立支援協議会には「社会資源・ネットワーク部会」と「支援技術開発部会」を設置し、障害者地域生活支援に必要なネットワークづくりや、支援や連携のあり方の検証等を事例検討により実施しています。今後も新宿区の実情に応じた障害者相談支援体制や社会資源の整備について検証し提言していきます。</p> <p>② 障害者虐待防止法の成立を踏まえ、地域自立支援協議会においてネットワークを活用した障害者への虐待の未然の防止、迅速な対応、再発防止等の取り組みに関する検討を行います。</p> <p>③ 障害福祉計画について、地域自立支援協議会から意見を聴いたうえで、計画の策定及び変更に取り組んでいきます。</p>			

104 居住サポート		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(1) (11) (12) (14) (39)
サービス見込量 (箇所数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	6箇所	6箇所	6箇所	
現状・課題	<p>居住サポートは現在、区立障害者福祉センター、地域活動支援センター「まど」、地域活動支援センター「オフィスクローバー」、地域活動支援センター「ラバンス」、地域活動支援センター「ファロ」、地域活動支援センター「風」において実施しています。</p> <p>平成 24 年 4 月からは、障害者支援施設に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者の入居支援・同行支援については「地域移行支援」として個別給付化されます。居住サポートでは、個別給付の対象とならない方に関しての支援を行います。</p> <p>障害者に対する差別や偏見により、不動産の所有者や近隣住人の理解が得られず、住宅探しが難しい現状があります。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>障害者への理解を深めるための正しい理解の普及を推進していきます。また、「地域定着支援」(個別給付)によるサポートを組み合わせることで、地域の中で障害者が安心して生活でき、併せて近隣の方の理解を促進していけるような支援体制を目指していきます。</p>			

105 成年後見制度利用支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)	(1) (16) (17)
サービス見込量 (年間延利用件数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	延 5 件	延 8 件	延 11 件
現状・課題	<p>成年後見制度利用支援制度は障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者、精神障害者であり申し立てを行う親族等がない場合に、区長による申し立てを行い、申し立てに要する費用及び後見人等の報酬を助成します。平成 21 年度には知的障害者、平成 23 年度（10 月現在）には精神障害者の区長申し立てとして、それぞれ 1 件の実績があり、今後の増加も見込まれます。</p> <p>また、区は成年後見制度の利用に関する総合的な相談等を新宿区社会福祉協議会に委託し実施しています。この「新宿区成年後見センター」は、制度の広報・普及・啓発活動に取り組み、スムーズな制度の利用を促進しています。センターでの相談件数は、平成 21 年度は 1,430 件、平成 22 年度は 1,805 件と、年々増加する傾向にあります。</p> <p>① 障害者の相談等を行っている事業者や相談窓口職員、地域の民生委員等に対して、さらなる制度の周知・普及が必要です。</p> <p>② 相談者に対して適切な情報提供等の対応が行えるよう、利用支援体制の整備が必要です。</p>		
サービス提供体制確保の方策	<p>① 区と社会福祉協議会が連携し、区長申し立てによる成年後見制度の利用が円滑に導入できるよう制度の周知を図ります。</p> <p>② 成年後見制度の普及、利用の促進を図るため相談体制を充実させるとともに、市民後見人の育成、選任も進めます。</p>		

106 コミュニケーション支援 (手話通訳者派遣)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)	(2) (29) (37)
サービス見込量 (年間延利用件数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	延 840 件	延 890 件	延 940 件
現状・課題	<p>① 利用登録者数（平成 23 年度 92 人）に対し、実利用者数（平成 22 年度実績約 30 人）が少ない状況があります。</p> <p>② 平成 23 年度は 28 人が手話通訳者として登録していますが、派遣できる通訳者が限られているという状況もあり、確実に稼働できる手話通訳者の確保が課題です。</p>		
サービス提供体制確保の方策	<p>日常生活で手話通訳が必要な区内に住所を有する聴覚障害者等に対し、手話通訳者を派遣する事業を、新宿区社会福祉協議会、東京手話通訳等派遣センターに委託して実施しています。各年度の一ヶ月あたりの実利用者数は、平成 24 年度 42 人、平成 25 年度 46 人、平成 26 年度 50 人と見込んでいます。</p> <p>① 手話通訳者を確保するため、区立障害者福祉センターにおいて手話講習会（通訳者養成コース）を実施しており、毎年 10 人の講習修了を目指し、手話通訳者の確保につなげていきます。また、障害理解の促進により手話通訳者数を増やす取り組みをしていきます。</p> <p>② 利用登録者に対してアンケートを実施することで、使いづらい点や改善すべき点を明確化し、使い勝手の良い手話通訳制度を目指していきます。</p>		

107 コミュニケーション支援事業 (要約筆記者派遣)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)	(2) (29) (37)
サービス見込量 (年間延利用件数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	延 90 件	延 100 件	延 110 件
現状・課題	<p>利用登録者数（平成 23 年度 22 人）に対し、一か月あたりの実利用者数（平成 22 年度実績約 3 人）が少ない状況があります。要約筆記について知らない人も多いことから、周知を図ることが課題です。</p>		
サービス提供体制確保の方策	<p>手話のできない聴覚障害者等に対し、要約筆記者を派遣する事業を、東京手話通訳等派遣センターに委託して実施しています。各年度の一ヶ月あたりの実利用者数は、平成 24 年度 5 人、平成 25 年度 6 人、平成 26 年度 7 人と見込んでいます。</p>		

108 コミュニケーション支援事業 (区役所手話通訳者設置)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2) (29) (30) (37)
サービス見込量 (年間延利用件数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	延 210 件	延 220 件	延 230 件	
現状・課題	① 本庁舎、第一または第二分庁舎の窓口以外には対応ができません。 ② 通訳が平日ということがあり、活動できる手話通訳者が少ないため、 一部の手話通訳者に負担が偏っています。 ③ 平成 22 年度より、週 2 回に回数を増やしましたが、実績が上がって いない状況があります。			
サービス提供 体制確保の方策	各種相談・手続き等で本庁舎に来庁する聴覚障害者等のために、週 2 回 火曜午前・金曜午後の時間に区役所本庁舎に手話通訳者 1 名を配置してい ます。新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。 ① コミュニケーション支援事業利用登録者に利用に関するアンケート を実施する中で、より使いやすい手話通訳者の設置方法について検討し ていきます。 ② 手話通訳者の確保に努め、平日活動できる通訳者を増やしていきま す。 ③ 広報への掲示や利用登録者にお知らせするなど、周知方法を見直しま す。			

109 日常生活用具(介護訓練支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2)
サービス見込量 (年間延利用件数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	延 19 件	延 22 件	延 25 件	
現状・課題	① 介護訓練支援の主な品目には特殊寝台、体位変換器、移動用リフト等 があります。 ② 日常生活用具に関する周知方法は障害者福祉の手引きへの掲載や広 報掲載が主となっています。利用を促進するために、周知方法をさらに 工夫する必要があります。			
サービス提供 体制確保の方策	① 障害者福祉の手引きに掲載している日常生活用具の一覧表につい ては、利用者の視点からより見やすいものになるよう改善します。また、 利用を促進するために他の周知方法についても検討していきます。 ② 日常生活用具の事業所懇談会での意見や、利用者の要望を参考にし つつ、情報収集に努め、介護訓練用具の品目、対象者、基準額、耐用年数 について実情に合うよう見直しを行います。			

110 日常生活用具(自立生活支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2)
サービス見込量 (年間延利用件数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	延 81 件	延 85 件	延 89 件	
現状・課題	<p>① 自立生活支援用具の主な品目には歩行補助つえ、頭部保護帽、特殊便器等があります。</p> <p>② 日常生活用具に関する周知方法は障害者福祉の手引きへの掲載や広報掲載が主となっています。利用を促進するために、周知方法をさらに工夫する必要があります。</p> <p>③ 対象品目に該当しないものの要望が多い製品もあるため、今後日常生活上の対象品目の見直しを行っていく必要があります。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>① 障害者福祉の手引きに掲載している日常生活用具の一覧表については、利用者の視点からより見やすいものになるよう改善します。また、利用を促進するために他の周知方法についても検討していきます。</p> <p>② 日常生活用具の事業所懇談会での意見や、利用者の要望を参考にしつつ、情報収集に努め、自立支援用具の品目、対象者、基準額、耐用年数について実情に合うよう見直しを行います。</p> <p>③ 申請状況等を参考にしつつ、適正な対象品目の選定を進めていきます。</p>			

111 日常生活用具(在宅療養等支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2) (3)
サービス見込量 (年間延利用件数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	延 33 件	延 35 件	延 37 件	
現状・課題	<p>① 在宅療養用具の主な品目にはネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用音声式体温計等があります。</p> <p>② 日常生活用具に関する周知方法は障害者福祉の手引きへの掲載や広報掲載が主となっています。利用を促進するために、周知方法をさらに工夫する必要があります。</p> <p>③ 医療的ケアが必要な重度重複障害者が地域で生活するために、在宅療養機器の必要性が高まっています。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>① 障害者福祉の手引きに掲載している日常生活用具の一覧表については、利用者の視点からより見やすいものになるよう改善します。また、利用を促進するために他の周知方法についても検討していきます。</p> <p>② 日常生活用具の事業所懇談会での意見や、利用者の要望を参考にしつつ、情報収集に努め、在宅療養支援用具の品目、対象者、基準額、耐用年数について実情に合うよう見直しを行います。</p>			

112 日常生活用具 (情報・意思疎通支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2) (29) (37)
サービス見込量 (年間延利用件数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		延 78 件	延 81 件	延 84 件
現状・課題	<p>① 情報・意思疎通支援用具の主な品目には点字ディスプレイ、拡大読書器、聴覚障害者用情報受信装置等があります。</p> <p>② 日常生活用具に関する周知方法は障害者福祉の手引きへの掲載や広報掲載が主となっています。利用を促進するために、周知方法をさらに工夫する必要があります。</p> <p>③ 視聴覚障害者のための情報通信機器は新たな製品が次々と開発されているため、対象とする用具については常に見直し検討が必要です。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>① 障害者福祉の手引きに掲載している日常生活用具の一覧表については、利用者の視点からより見やすいものになるよう改善します。また、利用を促進するために他の周知方法についても検討していきます。</p> <p>② 日常生活用具の事業所懇談会での意見や、利用者の要望を参考にしつつ、情報収集に努め、情報・意思疎通支援用具の品目、対象者、基準額、耐用年数について実情に合うよう見直しを行います。</p>			

113 日常生活用具(排泄管理支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2)
サービス見込量 (年間延利用件数)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
		延 3,504 件	延 3,644 件	延 3,790 件
現状・課題	<p>① 排泄管理支援用具の主な品目にはストマ用装具（蓄便袋）、ストマ用装具（蓄尿袋）、収尿器等があります。</p> <p>② ストマ用装具の給付については、平成 23 年度より、申請は年 2 回から年 1 回へと申請回数を減らし、給付券は年 2 回（4 月・7 月）支給決定し給付券を発行する、より効率的な支給方法へと見直しました。</p> <p>③ ストマ用装具は他の日常生活用具と違い、継続的に使用しているものであるため、品物が不足しないように利用者・事業者との調整が必要です。</p> <p>④ 日常生活用具に関する周知方法は障害者福祉の手引きへの掲載や広報掲載が主となっています。利用を促進するために、周知方法をさらに工夫する必要があります。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>① 障害者福祉の手引きに掲載している日常生活用具の一覧表については、利用者の視点からより見やすいものになるよう改善します。また、利用を促進するために他の周知方法についても検討していきます。</p> <p>② 申請時期・支給期間や支給方法等について、より効率的な方法を検討していきます。</p> <p>③ 利用の実態に合った給付となるように、事業者と連携をとりながら支援していきます。</p>			

114 住宅改修費		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2) (39)		
サービス見込量 (年間延利用件数)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	延 22 件		延 22 件		延 22 件	
現状・課題		<p>① 住宅改修については、効果的な改修が行われるように全件を家庭訪問しています。また、事前と事後の調査を実施し、適正な給付を行っています。</p> <p>② 介護保険利用者や、ケアマネジャーからの相談も増加中です。</p>				
サービス提供体制確保の方策		<p>① 介護保険利用者については、介護保険優先の原則を本人やケアマネジャー等の関係者に説明し、必要に応じて関係機関への引き継ぎを行います。</p> <p>② 現行品目の基準額について、見直しを実施します。</p>				

115 移動支援(個別支援・グループ支援)				関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2) (29)
サービス見込量 (提供事業所数・ 年間延利用人数、 延時間数)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	86 箇所	延 3,797 人	86 箇所	延 4,291 人	86 箇所	延 4,849 人
		延 68,342 時間		延 77,226 時間		延 87,265 時間
現状・課題		<p>① 平成 23 年 10 月から視覚障害者を対象にした「同行援護」が自立支援給付として施行され、視覚障害者への移動支援サービスは移動支援から同行援護に移行しました。</p> <p>② 通学・通勤の送迎といった特例による移動支援の利用のケースが増える傾向にあります。</p> <p>③ 現在移動支援の対象となっていない障害種別の方からのニーズがあがっており、必要性も認められることから対象者の拡大を検討する必要があります。</p> <p>④ グループ支援の理解がまだまだ進んでいないことと、グループ支援に対応できる事業者が少ない状況があり、制度の周知と事業者の整備が必要です。</p>				
サービス提供体制確保の方策		<p>① サービス利用者の実態に合わせて、移動支援と同行援護利用の相談や支給決定に関してきめ細かい対応をしていきます。</p> <p>② 移動支援の対象者や用途の拡大を検討していきます。</p> <p>③ さまざまな機会を通して、グループ支援型のサービスの周知と利用の促進を図るとともに、事業者に対しても情報提供を行い、グループ支援型サービスが提供できる事業者の体制を整備していきます。</p>				

116 地域活動支援センター		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2)(12)(13)		
サービス見込量 (箇所数・年間 延利用人数)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		6箇所	延 12,760 人	6箇所	延 13,220 人	6箇所
現状・課題	<p>① 平成 21 年度までに、精神障害者を対象とした地域活動支援センターを5所整備し、総定員数は60名、平均利用人数は全所計43名/日で、定員を超える利用状況はありません。不定期の利用者が多く、登録者は全所で約250名と定員の4倍以上ですが、月に1度も利用しない人の割合が約4割と高い現状があります。長期欠席者等、不定期利用者への継続支援や、新規利用者増加のための周知等が必要です。</p> <p>② 地域活動支援センターは、就労支援サービス等へのステップアップ、社会参加、就労支援サービス利用者等の病状悪化時の休息等、利用者ごとに利用の目的が異なります。利用者の目的を把握し、ニーズに沿った支援が提供できるよう、関係機関との連携を強化する必要があります。</p> <p>③ 身体、知的障害者を対象とした地域活動支援センターは区内にはありません。障害特性に応じた施設整備が必要です。</p>					
サービス提供 体制確保の方策	<p>① 障害者または障害者の家族等からの相談に応じ、必要な情報提供、日中の創作活動等の機会を提供することにより、障害者の地域生活支援を行っています。事業を実施する社会福祉法人等への運営経費の補助を行い、精神障害者を対象とした地域活動支援センターの整備は順調に進みました。現在事業を実施している(社)かがやき会、(社)東京ムツミ会、(社)結の会、(NPO)新宿西共同作業所ラバンス、(NPO)工房「風」の5法人へ引き続き補助を行い、利用者の動向やニーズを把握し、今後の事業方針を検討していきます。</p> <p>② 身体、知的障害者を対象とした地域活動支援センターについては、障害特性に応じたニーズを把握したうえで、必要に応じた活動の場の確保を他のサービスの整備とともに、検討していきます。</p>					

117 身体障害者福祉ホーム			関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(11) (14)	
サービス見込量 (箇所数・定員数)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		3箇所	21人	3箇所	21人	3箇所
現状・課題	区内2施設は定員に達しています。他区市町村の施設を利用する場合は自治体間の調整が必要となります。					
サービス提供体制確保の方策	<p>福祉ホームを設置運営する社会福祉法人等に対し運営補助を行っています。各年度とも区内2施設20名（あじさいホーム、ひまわりホーム）、区外1施設1名の利用を見込んでいます。今後も、福祉ホームを設置運営する社会福祉法人等に対し補助を行っていきます。</p> <p>また他区市町村所在の施設での広域利用については、設置法人及び関係自治体と協議を行い円滑に利用ができるよう調整を行います。</p>					

118 精神障害者福祉ホーム			関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(12) (14)	
サービス見込量 (箇所数・定員数)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		1箇所	8人	1箇所	8人	1箇所
現状・課題	精神障害者の福祉ホームは低額な料金で利用できる居住の場としての役割のほかに、病院等から地域での一人暮らしへ向けての地域移行を支援する役割を持っています。区内1所8名の定員で、利用期間の期限は定めていません。地域移行を支援するため、転居に関する相談や支援を充実する必要があります。また、地域定着を支援するために、転居後の継続相談支援や、関係機関等との連携を強化する必要があります。					
サービス提供体制確保の方策	<p>① 福祉ホームを設置運営する社会福祉法人等に対し運営助成を行っています。1所8名（諏訪ハウス）の利用を見込んでおり、今後も福祉ホームを設置運営する社会福祉法人等に対し補助を行っていきます。</p> <p>② 精神障害者の病院からの地域生活移行のためには、入院中からの体験宿泊や、地域生活における本人、家族の休養（レスパイト）が重要視されています。平成23年度まで、モデル事業として福祉ホームの一部を利用した体験宿泊等事業を行いました。今後は、現在計画中の精神障害者支援施設の機能として整備を進めます。</p> <p>③ 一般住宅や公営住宅への転宅支援を充実させ地域移行を促進します。</p>					

119 日中一時支援(日中ショート)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(5) (22)		
サービス見込量 (箇所数・年間 延利用者数)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		8箇所	252人	8箇所	267人	8箇所
現状・課題	<p>障害者に対し日中活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を提供する事業です。現在、区内3所、区外5所の計8所が新宿区と協定を結びサービスを提供しています。利用実績は年々増加しており、今後も需要に応じたサービスを提供できる体制を確保していく必要があります。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>事業者に対し本事業の積極的な周知を行い、協定を結ぶ事業者を増加させることで今後の需要増に対応していきます。</p>					

120 日中一時支援(土曜ケアサポート)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(5) (22)		
サービス見込量 (箇所数・年間 延利用者数)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		1箇所	延 182人	1箇所	延 324人	1箇所
現状・課題	<p>土曜日開所の要望に応えるため、平成 24 年9月から新しいサービスとして開始します。主として、生活介護を利用している、あゆみの家、新宿生活実習所の利用者を対象者として想定し、日中活動の場を提供し、プログラムによる集団活動（創作活動等）を行い、日常生活に必要な介護や医療的ケアをあゆみの家で行います。（定員 30 名予定）</p> <p>対象者の障害程度や行動特性、コミュニケーション能力や健康管理への配慮等、個人差が大きいことが予想されるため、プログラムの検討や職員配置の工夫が必要です。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>平成 24 年度の上半期は、ニーズ調査やプログラムの検討を進め、事業の実施は平成 24 年9月からとします。</p> <p>利用登録者が具体的にになった時点で、活動内容や安全確保への必要な配慮、医療的ケアの必要性、集団活動によるプログラムの有効性を検討していきます。</p>					

121 日中一時支援 (障害児等タイムケア)		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(5) (22) (23)		
サービス見込量 (箇所数・ 1日定員数)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	1 箇所	30 人	1 箇所	30 人	1 箇所	30 人
現状・課題	<p>現在サービス提供を行っている事業所「まいペース」については、平成 23 年度から子ども総合センター内へ移転し、1 日定員数を 20 名から 30 名に増やすとともに、定員の範囲内で 1 日あたり概ね 5 名の肢体不自由児の受け入れを開始しました。現在は利用対象外の医療的ケアが必要な障害児について、受け入れ態勢の整備を検討する必要があります。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>小中高校生の知的障害児等を対象とした放課後等の日中活動の場を提供し、社会生活のマナーや友人関係等を構築するための支援や見守りを行っています。平成 19 年から、事業を実施する社会福祉法人に対して、事業実施場所の提供や事業運営助成等を行ってきましたが、ニーズの高い事業であり安定した運営を図れるよう、事業運営の方針については、今後も検討していきます。</p>					

122 生活サポート事業		関連する「障害者計画」個別施策 (P31 個別施策番号)		(2) (12)		
サービス見込量 (年間延利用時間)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	延 2,688 時間		延 2,940 時間		延 3,192 時間	
現状・課題	<p>生活サポート事業のうち、「家事訓練」を利用する精神障害者が増えています。指導を受けながら家事全般の生活能力を身につけ、自立を目指していくためのサービスで、今後も利用は増えていくと思われます。居宅介護による支援を受けつつ、「家事訓練」を利用している方もいます。</p> <p>障害程度区分が非該当の方が対象の「家事援助」については、件数自体はそれほど多くはありませんが、2 か月以上入院した方が、退院直後に利用するサービスとしての必要性は高いものがあります。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>サービス提供事業者が区内 20 か所（平成 22 年は 17 か所）、近隣区合わせて 28 事業者となっています。今後は、事業の周知や研修等を行い、さらに精神障害者を支援する事業者を増やし、利用の促進を図っていきます。</p>					

第5章 新宿区における利用者負担と軽減措置

1 利用者負担の現状

（1）新宿区における利用者負担

障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの利用者負担は、それまでの支援費制度での所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直され、10%の定率負担及び利用者負担の月額上限額が定められました。

後に、利用者負担が重くなりすぎないように、定率負担、実費負担それぞれに低所得の方に配慮した軽減策が講じられました。平成22年4月には低所得（区市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とし、さらに、平成22年12月には、障害者自立支援法が改正され、負担能力に応じた利用者負担とすることが法律上にも明記されました。

一方で地域生活支援事業の利用者負担は、区市町村が主体となって実施する事業であることから、区市町村が定めるものとされています。

新宿区での地域生活支援事業の利用者負担は、自立支援給付の利用者負担の考え方に準じ、相談支援事業等の利用者負担になじまない事業を除き、原則として10%の定率負担による利用者負担を求める仕組みとし、利用者負担の月額上限額についても自立支援給付と同額としています。

2 新宿区における利用者負担の軽減措置

（1）障害福祉サービスと地域生活支援事業を合算した月額上限額

障害者自立支援法による新たな仕組みでは、自立支援給付と地域生活支援事業はお互いを補いあい、障害者の自立を支援する制度であるという点を考慮し、新宿区においては、障害福祉サービスと地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援等）を同月に利用する場合においては合算して、障害福祉サービスの月額上限額を適用しています。

（2）新宿区による定率負担等の軽減について

区は、利用者負担を緩和するための経過措置として国の制度と併せて一部のサービスを除いて負担軽減策を実施し、障害福祉サービス、補装具費及び新宿区地域生活支援事業の定率負担10%を3%にしています。

また、就労移行支援及び地域活動支援センターについては、利用料を無料とし、さらに、区立の通所施設における給食費の負担を原材料費に限る軽減策を実施しています。

区は、障害者自立支援法の利用者負担の考え方を基本としたうえで、区独自の負担軽減策を引き続き講じることにより、現行の負担水準を維持していきます。



「等身大の人物像」

絵は、茂木章平さん（新宿区立新宿福祉作業所）の作品です。

資料編



1 主な事業

基本目標	個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	事業実施担当課 (問い合わせ先)
1 安心して地域生活が送れるための支援	1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実	1 地域で日常生活を継続するための支援	(1) 相談支援の充実 35ページ (2) 日常生活を支える支援の充実 39ページ (3) 保健医療サービスの充実 39ページ (4) 経済的自立への支援 41ページ	居宅介護	障害者福祉課
				重度訪問介護	障害者福祉課
				同行援護	障害者福祉課
				行動援護	障害者福祉課
				重度障害者等包括支援	障害者福祉課
				生活介護	障害者福祉課
				自立訓練(機能訓練・生活訓練)	障害者福祉課
				就労継続支援	障害者福祉課
				計画相談支援 (サービス利用支援・継続サービス利用支援)	障害者福祉課
				障害児相談支援(障害児支援利用援助)	障害者福祉課
				地域移行支援	障害者福祉課
				地域定着支援	障害者福祉課
				相談支援	障害者福祉課
				基幹相談支援センター	障害者福祉課
				障害者地域自立支援協議会	障害者福祉課
				居住サポート	障害者福祉課
				成年後見制度利用支援	障害者福祉課
				コミュニケーション支援 (手話通訳者派遣・要約筆記派遣・区役所手話通訳者設置)	障害者福祉課
				日常生活用具 (介護訓練支援・自立生活支援・在宅療養等支援・情報意思疎通支援)	障害者福祉課
				日常生活用具(排泄管理支援)	障害者福祉課
				住宅改修費	障害者福祉課
				移動支援(個別支援・グループ支援)	障害者福祉課
				地域活動支援センター	障害者福祉課
				生活サポート事業	障害者福祉課
				補装具費の支給(購入・修理)	障害者福祉課
				自立支援医療(更生医療、精神通院医療、育成医療)	保健予防課 各保健センター
				発達相談(子ども総合センター)	子ども総合センター
				発達支援(子ども総合センター)	子ども総合センター
				障害幼児一時保育(子ども総合センター)	子ども総合センター
				在宅児等訪問支援(子ども総合センター)	子ども総合センター
				新宿区勤労者・仕事センター運営助成等	消費支援等担当課
				区西部高次脳機能障害者支援ネットワーク連絡会	障害者福祉課
				(仮称)新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク [発達支援部会]	子ども総合センター
				心身障害者おむつ費用助成	障害者福祉課
				心身障害者訪問理美容サービス	障害者福祉課
				生活習慣病対策(健康診査、保健指導、健康教育等)	各保健センター (取りまとめ西新宿)
				精神保健対策 (講演会、精神保健相談、訪問指導、デイケア等)	保健予防課 各保健センター
				エイズ対策(普及啓発、検査、相談、療養支援)	保健予防課
				難病対策(療養相談、教室等)	保健予防課 各保健センター
				在宅難病患者医療機器貸与者訪問看護事業	保健予防課 各保健センター
				難病患者等居宅生活支援事業	保健予防課 各保健センター
				在宅療養者緊急一時入院病床確保事業	健康推進課 各保健センター
				在宅難病患者一時入院事業(都制度)	各保健センター
				在宅難病患者訪問診療事業(都制度)	各保健センター
				在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業(都制度)	各保健センター
保健師の相談 支援	保健予防課 各保健センター				
訪問指導(理学療法士、栄養士等)	各保健センター				
難病医療費助成(国、都制度)	保健予防課 各保健センター				
心身障害者医療費助成	障害者福祉課				
進行性筋萎縮症の療養給付	障害者福祉課				
心身障害者歯科診療(全国療育相談センター)	障害者福祉課				
在宅重症心身障害児訪問指導(都制度)	保健予防課 各保健センター				

基本 目標	個別 目標	基本 施策	個別施策	主な事業	事業実施担当課 (問い合わせ先)	
1 安心して地域生活が送れるための支援	1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実	1 地域で日常生活を継続するための支援	(1) 相談支援の充実 35ページ	小児慢性疾患児日常生活用具給付事業	保健予防課 各保健センター	
				在宅難病患者医療機器貸与事業(都制度)	保健予防課 各保健センター	
				(2) 日常生活を支える 支援の充実 39ページ	心身障害者福祉手当 重度心身障害者手当(都制度) 特別障害者手当(国制度)	障害者福祉課 障害者福祉課 障害者福祉課
			(3) 保健医療サービスの 充実 39ページ	障害児福祉手当(国制度)	障害者福祉課	
				ガソリン代の助成 リフトタクシーの運行 福祉タクシー券	障害者福祉課 障害者福祉課 障害者福祉課	
				(4) 経済的自立への 支援 41ページ	障害基礎年金 養育医療	医療保険年金課 健康推進課 各保健センター
			小児慢性疾患医療費助成(国、都制度)		保健予防課 各保健センター	
			小児精神障害者入院医療費助成(都制度)		保健予防課 各保健センター	
			子ども医療費助成制度 児童育成手当(障害手当)		子ども家庭課 子ども家庭課	
			障害者就労支援事業		新宿区勤労者・仕事 支援センター	
			福祉作業所 障害者施設医療的ケア体制への支援		障害者福祉課 障害者福祉課	
			福祉サービスの利用者支援(サービス評価事業)		障害者福祉課	
			視覚・聴覚障害者支援事業		新宿区社会福祉協議会	
			居宅介護		障害者福祉課	
			(5) 家族への支援 41ページ		児童発達支援(旧児童デイサービス)	障害者福祉課 子ども総合センター
				短期入所(ショートステイ)	障害者福祉課	
				日中一時支援(日中ショート)	障害者福祉課	
				日中一時支援(土曜ケアサポート)	障害者福祉課	
				日中一時支援(障害児等タイムケア)	障害者福祉課	
				在宅重度心身障害者介護人休養制度	障害者福祉課	
				在宅重度心身障害者家事援助事業	障害者福祉課	
		重度脳性まひ者介護人助成(都制度)		障害者福祉課		
		遠距離施設訪問家族交通費助成		障害者福祉課		
		重度脳性麻痺者介護人派遣(都制度)		障害者福祉課		
		精神保健講演会家族教室		保健予防課		
		保健師の相談		各保健センター (取りまとめ四谷)		
		ボランティア活動		新宿区社会福祉協議会		
		ふれあい・いきいきサロン		新宿区社会福祉協議会		
		2 サービスの質の向上のための支援		(6) 利用者支援と苦情 相談の充実 43ページ	計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)	障害者福祉課
					障害児相談支援(障害児支援利用援助)	障害者福祉課
			地域移行支援 地域定着支援		障害者福祉課 障害者福祉課	
			(7) サービスを担う人材 の育成 43ページ	相談支援 基幹相談支援センター	障害者福祉課 障害者福祉課	
				障害者地域自立支援協議会	障害者福祉課	
			(8) 事業者への支援・ 指導の充実 44ページ	コミュニケーション支援 (手話通訳者派遣・要約筆記者派遣・区役所手話通訳者設置)	障害者福祉課	
				移動支援(個別支援・グループ支援)	障害者福祉課	
				身体障害者相談員・知的障害者相談員	障害者福祉課	
				ピアカウンセラー	障害者福祉課	
				福祉苦情相談	障害者福祉課	
				相談窓口職員等への研修	障害者福祉課	
				障害者地域自立支援協議会で実施する事例検討会	障害者福祉課	
				障害福祉サービス事業者への研修	障害者福祉課	
				障害者相談支援事業所への研修	障害者福祉課	
				障害理解についての講演や体験会	障害者福祉課	
				障害者地域自立支援協議会による障害者相談窓口の評価	障害者福祉課	
				福祉サービス提供事業者への指導	障害者福祉課	
				障害者施設医療的ケア体制への支援	障害者福祉課	
				福祉サービスの利用者支援(サービスの事業評価)	障害者福祉課	

資料編

基本目標	個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	事業実施担当課 (問い合わせ先)			
1 安心して地域生活を送れるための支援	1 個々のニーズに応じた福祉サービス提供と充実	3 地域ネットワーク	(9) 相談支援体制の構築 【重点的な取り組み】 45ページ	計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)	障害者福祉課			
				相談支援	障害者福祉課			
				基幹相談支援センター	障害者福祉課			
				障害者地域自立支援協議会	障害者福祉課			
				障害者地域自立支援協議会の運営 (全体会、社会資源ネットワーク部会、困難事例検討部会)	障害者福祉課			
				障害者自立支援ネットワーク	障害者福祉課			
				障害者就労支援ネットワーク	障害者福祉課			
				区西部高次脳機能障害者支援ネットワーク連絡会	障害者福祉課			
				(仮称)新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク 〔発達支援部会〕	子ども総合センター			
				居宅介護	障害者福祉課			
	2 地域生活への移行の推進	1 地域生活移行への支援	(11) 施設からの地域生活移行の支援 50ページ	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	障害者福祉課			
				共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)	障害者福祉課			
				地域移行支援	障害者福祉課			
				地域定着支援	障害者福祉課			
				計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)	障害者福祉課			
				基幹相談支援センター	障害者福祉課			
				障害者地域自立支援協議会	障害者福祉課			
				居住サポート	障害者福祉課			
				地域活動支援センター	障害者福祉課			
				身体障害者福祉ホーム	障害者福祉課			
				精神障害者福祉ホーム	障害者福祉課			
				生活サポート事業	障害者福祉課			
				障害者の福祉サービス基盤整備	障害者福祉課			
				高齢者等入居支援	住宅課			
				福祉ホーム(身体)等の運営助成	障害者福祉課			
				障害者就労支援事業	新宿区勤労者・仕事支援センター			
				区営住宅等の供給(障害者割当)	住宅課			
				住み替え相談	住宅課			
				福祉ホーム(精神)等の運営助成	障害者福祉課			
				精神保健相談	保健センター 保健予防課			
				保健師相談支援	各保健センター (取りまとめ四谷)			
				保健センターデイケア	各保健センター (取りまとめ四谷)			
				精神障害者社会適応訓練事業(都制度)	保健予防課 各保健センター			
				2 地域で生活するための基盤整備	2 地域で生活するための基盤整備	(13) 日中活動の充実 52ページ	生活介護	障害者福祉課
							就労移行支援	障害者福祉課
							就労継続支援(A型)	障害者福祉課
就労継続支援(B型)	障害者福祉課							
共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)	障害者福祉課							
施設入所支援	障害者福祉課							
居住サポート	障害者福祉課							
地域活動支援センター	障害者福祉課							
身体障害者福祉ホーム	障害者福祉課							
精神障害者福祉ホーム	障害者福祉課							
障害者の福祉サービス基盤整備	障害者福祉課							
高田馬場福祉作業所の建替えによる就労支援の充実	障害者福祉課							
高齢者等入居支援	住宅課							
地域活動支援センターの運営補助	障害者福祉課							
地域活動支援センター	障害者福祉課							
ふれあい・いきいきサロン	新宿区社会福祉協議会							
福祉ホーム(身体)等の運営助成	障害者福祉課							
区営住宅等の供給(障害者割当)	住宅課							
住み替え相談	住宅課							
新宿げやき園への事業運営費補助	障害者福祉課							

基本目標	個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	事業実施担当課 (問い合わせ先)
1 安心して地域生活を送れるための支援	3 障害者の権利を守るため生活できるための支援	1 障害者の権利を守るため生活できるための支援	(16) 権利擁護の推進 57ページ (17) 虐待の防止 58ページ (18) 防災対策の推進 58ページ (19) 消費者被害の防止 60ページ	相談支援	障害者福祉課
				基幹相談支援センター	障害者福祉課
				障害者地域自立支援協議会	障害者福祉課
				成年後見制度利用支援	障害者福祉課
				成年後見制度の利用推進	新宿区社会福祉協議会
				障害者自立支援ネットワーク	障害者福祉課
				地域福祉権利擁護事業(都制度)	新宿区社会福祉協議会
				ふれあい福祉相談	新宿区社会福祉協議会
				(仮称)新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク 〔虐待防止等部会〕	子ども総合センター
				子ども・若者に対する支援の充実	子ども家庭課
				緊急通報システム	障害者福祉課
				災害時要援護者名簿登録	地域福祉課 危機管理課
				災害時要援護者対策の充実	危機管理課
				悪質商法被害防止支援事業	消費者支援等担当課
悪質商法被害防止ネットワーク	消費者支援等担当課				
消費生活相談	消費者支援等担当課				

基本目標	個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	事業実施担当課 (問い合わせ先)
2 ライフステージに応じた成長と自立への支援	1 障害等の早期発見と成長・発達への支援	1 子どもの発達に即した支援の充実	(20) 障害等の早期発見・早期支援 61ページ (21) 乳幼児期の子育てに関する相談の充実 62ページ	児童発達支援(旧児童デイサービス)	障害者福祉課 子ども総合センター
				計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)	障害者福祉課
				障害児相談支援(障害児支援利用援助)	障害者福祉課 子ども総合センター
				相談支援	障害者福祉課
				基幹相談支援センター	障害者福祉課
				乳幼児健康診査 (3~4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児)	保健センター
				精密健診票の発行(医療機関紹介)	保健センター
				先天性代謝異常検査(都制度)	保健センター
				子どもすこやか相談	保健センター
				心理相談(幼児相談)	保健センター
				子どもと家庭の総合相談 (子ども総合センター・子ども家庭支援センター)	子ども総合センター
				子ども家庭相談 (地域子育て支援センター・ゆったりーの・児童館)	子ども総合センター
				子育て相談(保育園)	保育課
				発達相談(子ども総合センター)	子ども総合センター
				発達支援(子ども総合センター)	子ども総合センター
				障害幼児一時保育(子ども総合センター)	子ども総合センター
				在宅児等訪問支援(子ども総合センター)	子ども総合センター
				教育相談	教育支援課
				育児相談 育児グループ・MCG「オリーブの会」	保健センター
				幼稚園の施設開放	学校運営課
				子ども園における子育て支援事業 つどいのへや	子ども園推進課
				子ども園における子育て支援事業 子育て相談	子ども園推進課
				子どもの事故防止と応急措置等の教室	保健センター
				子育て講座(子ども総合センター、子ども家庭支援センター)	子ども総合センター
				児童館	子ども総合センター
				地域子育て支援行事 (保育士や各専門家による講演や講習会等親子がつどえる場)	保育課
				パンフレットの作成配布(講演会、講習会等の開催) すくすく赤ちゃん訪問 (0か月~4か月までの赤ちゃん、母への家庭訪問)	保健センター
				はじめまして赤ちゃん応援事業・育児相談	保健センター
				育児相談 育児グループ・MCG「オリーブの会」	保健センター
				親と子のひろば (子ども総合センター、子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター)	子ども総合センター
				幼児サークル(児童館等)	子ども総合センター
				保育園の子育て相談	保育課
				保育園の園庭や保育室等の開放	保育課

資料編

基本目標	個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	事業実施担当課 (問い合わせ先)	
2 ライフステージに応じた成長と自立への支援	1 障害等の早期発見と成長・発達への支援	2 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実	(22) 療育・保育・教育の支援体制の充実 65ページ (23) 放課後支援等の日中活動の充実 70ページ	児童発達支援(旧児童デイサービス)	障害者福祉課 子ども総合センター	
				短期入所(ショートステイ)	障害者福祉課	
日中一時支援(日中ショート)				障害者福祉課		
日中一時支援(障害児等タイムケア)				障害者福祉課		
発達相談				子ども総合センター		
発達支援				子ども総合センター		
障害幼児一時保育				子ども総合センター		
在宅児等訪問支援				子ども総合センター		
学童クラブ				子ども総合センター		
計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)				障害者福祉課		
障害児相談支援(障害児支援利用援助)				障害者福祉課 子ども総合センター		
(仮称)新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク [発達支援部会]				子ども総合センター		
障害児指導に関する体験・理解				子ども総合センター		
保育園の巡回保育相談及び理論研修				保育課		
学童クラブへの巡回指導				子ども総合センター		
スクールカウンセラーの派遣				教育支援課		
特別支援教育センターの設置(専門家による支援チームの巡回相談・特別支援教育推進員の派遣)				教育支援課		
個別指導計画	教育支援課					
特別支援教育研修会	教育支援課					
幼稚園への介護員の配置	学校運営課					
研修への相互参加	福祉部 子ども家庭部 健康部 教育委員会等					
放課後子どもひろば	子ども総合センター					
(24) 障害等のある子どもへの専門相談の推進 【重点的な取り組み】 70ページ (25) 学校教育修了後の進路の確保 71ページ			児童発達支援(旧児童デイサービス)	障害者福祉課 子ども総合センター		
			相談支援	障害者福祉課 保健予防課		
			基幹相談支援センター	障害者福祉課		
			子どもすこやか相談(発達専門の小児科医師による発達相談)	保健センター		
			発達相談(子ども総合センター)	子ども総合センター		
			発達支援(子ども総合センター)	子ども総合センター		
			障害幼児一時保育(子ども総合センター)	子ども総合センター		
			在宅児等訪問支援(子ども総合センター)	子ども総合センター		
			発達検査(子ども総合センター)	子ども総合センター		
			教育相談(学校におけるスクールカウンセラーによる相談、教育相談室における心理士等による相談)	教育支援課		
就学相談 (特別な支援が必要な児童・生徒の就学についての相談)	学校運営課					
2 多様な就労支援	1 的に多様な対応できる支援体制の充実		(26) 就労支援の充実 【重点的な取り組み】 74ページ (27) 施設における就労支援の充実 75ページ	就労移行支援	障害者福祉課	
				就労継続支援(A型)	障害者福祉課	
				就労継続支援(B型)	障害者福祉課	
				障害者地域自立支援協議会	障害者福祉課	
				新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等	消費者支援等担当課	
	2 め強化の支えられ、支えられたい			(28) 就労の継続及び復職等の支援の強化 80ページ	障害者就労支援事業	新宿区勤労者・仕事支援センター
					新宿区障害者による緑化推進事業	障害者福祉課
					就労支援の推進(コミュニティショップ「ふらっと新宿」の設置)	新宿区勤労者・仕事支援センター
					新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等	消費者支援等担当課
					障害者就労支援事業	新宿区勤労者・仕事支援センター

基本目標	個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	事業実施担当課 (問い合わせ先)	
2 ライフステージに応じた成長と自立への支援	3 社会活動の支援	1 社会参加の充実	(29) コミュニケーション支援・移動支援の充実 81ページ	コミュニケーション支援 (手話通訳者派遣・要約筆記者派遣・区役所手話通訳者設置)	障害者福祉課	
				日常生活用具(情報・意思疎通支援)	障害者福祉課	
				移動支援(個別支援・グループ支援)	障害者福祉課	
				視覚・聴覚障害者支援事業	新宿区社会福祉協議会	
				手話講習会の開催	障害者福祉課	
				(30) 文化・スポーツ等への参加の促進 81ページ	障害者スポーツ・学習交流事業 (ハンディキャップスイムデーほか全13事業)	新宿未来創造財団
					青年教室	新宿未来創造財団
				(31) 社会参加の促進への支援の充実 82ページ	録音図書(カセットテープ・デジ版)の貸出、製作	中央図書館
					図書の対面朗読サービス	中央図書館
					障害者福祉センターにおける機能訓練事業 (リハビリテーション)・講座 講習会	障害者福祉課
					新宿福祉作業所及び高田馬場福祉作業所におけるクラブ活動	障害者福祉課
					社会参加活動(グループ外出)	障害者福祉課
新宿生活実習所における社会活動	障害者福祉課					
リサイクル活動	障害者福祉課					
	学校等の福祉教育への協力、体験学習等	新宿区社会福祉協議会				

基本目標	個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	事業実施担当課 (問い合わせ先)	
3 地域社会におけるバリアフリーの促進	1 こころのバリアフリーの促進	1 障害理解の促進	(32) 障害理解への啓発活動の促進 83ページ	「広報しんじゆく」・「新宿区ホームページ」	区政情報課	
				障害者作品展・新宿区内障害者福祉施設共同バザール・障害高齢疑似体験	障害者福祉課	
				障害者福祉センター福祉講演会	障害者福祉課	
				手話講習会の開催	障害者福祉課	
				(33) 障害理解教育の推進 84ページ	理解啓発のための研修会等の開催、リーフレットの作成・配布	障害者福祉課
					学校等の福祉教育への協力、体験学習等	新宿区社会福祉協議会
				(34) 広報活動の充実 84ページ	障害のある児童・生徒と通常学級の児童・生徒との交流	教育指導課
					人権尊重教育の推進	教育指導課
					教育課程における障害者交流活動の推進	教育指導課
					人権週間における広報掲載	障害者福祉課
		精神保健講演会の開催	保健予防課			
		ボランティア情報誌発行	新宿区社会福祉協議会			
		2 交流機会の促進の拡大、充実による	(35) 互いに交流しあえる機会の充実 85ページ		コミュニケーション支援 (手話通訳者派遣・要約筆記者派遣・区役所手話通訳者設置)	障害者福祉課
					学童クラブ	子ども総合センター
				放課後子どもひろば	子ども総合センター	
				児童館	子ども総合センター	
				(36) 地域で交流する機会の充実 85ページ	教育課程における障害者交流活動の推進	教育指導課
					手話講習会の開催	障害者福祉課
				障害者作品展・新宿区内障害者福祉施設共同バザール・障害高齢疑似体験	障害者福祉課	
				学校等の福祉教育への協力、体験学習等	新宿区社会福祉協議会	
高田馬場福祉作業所「アトム祭」の開催	障害者福祉課					
新宿生活実習所「ぼれぼれ祭」の開催	障害者福祉課					
あゆみの家「あゆみ祭」の開催	障害者福祉課					
障害者福祉センター「センター祭」の開催	障害者福祉課					
新宿こころから広場「こころまつり」の開催	子ども総合センター					

基本目標	個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	事業実施担当課 (問い合わせ先)
3 地域社会におけるバリアフリーの促進	1 フリーの促進	3 情報面のバリア	(37) 多様な手法による情報提供の充実 87ページ	コミュニケーション支援 (手話通訳者派遣・要約筆記者派遣・区役所手話通訳者設置)	障害者福祉課
				日常生活用具(情報・意思疎通支援)	障害者福祉課
				手話講習会の開催	障害者福祉課
				点字プリンターの活用	障害者福祉課
				SPコードの活用	障害者福祉課
				「広報しんじゆく」点字版及びカセットテープ等の音声版の作成等	区政情報課
				「しんじゆく」の教育」点字版及びカセットテープ等の音声版の作成等	教育政策課
				「選挙公報」点字版及びカセットテープ等の音声版の作成等	選挙管理委員会
				録音図書(カセットテープ・テジー版)の貸出、製作	中央図書館
				ホームページへのウェブ・アクセシビリティの導入	区政情報課
	2 福祉のまちづくりの促進	1 人にやさしい	(38) ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進 【重点的な取り組み】 89ページ	ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進	都市計画課
				交通バリアフリーの整備推進	都市計画課
				新宿駅周辺地区の整備推進	都市計画課
				高田馬場駅周辺の整備促進	都市計画課
				道路のバリアフリー化	道路課
				みんなで考える身近な公園の整備	みどり公園課
				区民ふれあいの森の整備(おとめ山公園の拡張)	みどり公園課
		清潔できれいなトイレづくり		みどり公園課	
		区内各駅の駐輪場整備		交通対策課	
		放置自転車等の撤去及び自転車適正利用の啓発活動		交通対策課	
		鉄道駅のバリアフリー化		都市計画課	
2 人にやさしい	(39) 建築物や住宅のバリアフリーの普及 92ページ	居住サポート	障害者福祉課		
		住宅改修費	障害者福祉課		
		高齢者等入居支援	住宅課		
		人にやさしい建物づくり	建築指導課		
		住み替え相談	住宅課		
		住み替え居住継続支援	住宅課		
		区営住宅等の供給(障害者割当)	住宅課		
		あんしん居住制度(都制度)	住宅課		
		住宅設備改善費(日常生活用具給付等事業)	障害者福祉課		

2 新宿区障害者施策推進協議会及び新宿区障害者地域自立支援協議会

(1) 新宿区障害者施策推進協議会の設置

区は、平成 11 年 7 月に、障害者基本法に基づき新宿区における障害者のための施策の総合的、計画的な推進を図るため、学識経験者、障害者団体の代表、公募による区民、関係する行政機関の職員等で構成される「新宿区障害者施策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置しました。

本計画策定にあたっては、協議会のもとに専門部会を設置し、国の基本指針に基づき、協議会及び専門部会で意見をいただきながら作業を進めました。

(2) 新宿区障害者地域自立支援協議会

「障害者地域自立支援協議会」は、地域の関係者が集まり、個別の相談事例を通じて明らかになった地域の課題を、相互の連絡を図ることにより情報を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を進めていくため、平成 24 年度より障害者自立支援法上にも明記され、区市町村が設置することとなっています。

区では、相談支援事業者、障害者関係団体の代表、保健・医療・教育・就労・権利擁護等の支援関係者、学識経験者等を構成員とし、「社会資源・ネットワーク部会」、「支援技術開発部会」の2つの部会を設置しています。今後も地域の実情・課題に応じた体制の整備の充実を図るため、専門部会の設置を検討していきます。

(3) 新宿区障害者施策推進協議会委員名簿

任期 平成 23 年 7 月 23 日～平成 25 年 7 月 22 日

(敬称略)

氏名	所属等	備考
村川 浩一	日本社会事業大学 教授	会長
片岡 玲子	立正大学 大学院 講師	副会長
高畑 隆	埼玉県立大学 教授	
力武 義之	新宿区医師会	
中山 健児	新宿区医師会	
奥野 弘史	東京都歯科医師会四谷牛込支部	
飯田 裕美	区民	
金田 宣紀	区民	
土井 文夫	区民	
春田 文夫	新宿区身体障害者福祉協会	
天方 宏純	新宿ふれあいの会	
島田 泰介	新宿区肢体不自由児者父母の会	
高橋 正也	新宿区手をつなぐ親の会	
柏崎 利孝	新宿区視力障害者協会	
菅野 知佐子	新宿区ろう者協会	
徳堂 泰作	(社福) 東京ムツミ会フェアロ	
友利 幸湖	(社福) 結の会 オフィスクローバー	
浅井 紀子	新宿区障害福祉部会 担当会長	
久田 光子	新宿区障害福祉部会 部会長	
小宮 山元	新宿公共職業安定所 雇用開発部長	
入谷 清美	東京都心身障害者福祉センター 所長	任期 ～23. 7. 31
栢山 日出男	東京都心身障害者福祉センター 所長	任期 23. 8. 1～
益子 茂	東京都中部総合精神保健福祉センター 所長	
田宮 一茂	(社福) 新宿区社会福祉協議会 地域活動支援課長	
猿橋 敏雄	総合政策部長	任期 ～23. 12. 9
寺田 好孝	総合政策部長	任期 23. 12. 12～
小柳 俊彦	福祉部長	
伊藤 陽子	子ども家庭部長	
濱田 幸二	健康部長	
鹿島 一雄	都市計画部長	
蒔田 正夫	教育委員会事務局次長	

(4) 新宿区障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等	備考
村川 浩一	日本社会事業大学 教授	会長
片岡 玲子	立正大学 大学院 講師	副会長
高畑 隆	埼玉県立大学 教授	
飯田 裕美	区民	
春田 文夫	新宿区身体障害者福祉協会	副会長
高橋 正也	新宿区手をつなぐ親の会	
柏崎 利孝	新宿区視力障害者協会	
徳堂 泰作	社会福祉法人 東京ムツミ会フェアロ	
小柳 俊彦	福祉部長	

(5) 新宿区障害者施策推進協議会議事内容

開催日	推進協議会・専門部会	内容
平成21年7月28日	平成21年度 第1回新宿区障害者施策推進協議会	[1] 平成20年度主要事業実績報告 [2] 平成21年度主要事業概要報告 [3] 新宿区障害者計画・第2期新宿区障害福祉計画の概要説明
平成22年2月3日	平成21年度 第2回新宿区障害者施策推進協議会	[1] 障害者自立支援法に基づく障害給付に対する新宿区の対応 [2] 第2期障害福祉計画の主要事業の進捗状況 [3] 平成22年度障害保健福祉関係予算案 [4] 新宿区立福祉作業所の指定管理の選定 [5] 肝機能障害の障害認定 [6] 国の動向について
平成22年10月27日	平成22年度 第1回新宿区障害者施策推進協議会	[1] 人事異動に伴う新委員の紹介 [2] 障害者保健福祉関係職員について [3] 平成22年度障害保健福祉関係事業 [4] 第3期新宿区障害福祉計画の策定 [5] 専門部会について
平成23年2月4日	平成22年度 第2回新宿区障害者施策推進協議会	[1] 平成23年度障害保健福祉施策に関する情報提供 [2] 国の動向について [3] 専門部会の委員について
平成23年5月20日	平成23年度 新宿区障害者施策推進協議会 第1回専門部会	[1] 新宿区第3期障害福祉計画策定について [2] 障害福祉計画策定までのスケジュール [3] 新宿区障害者生活実態調査について
平成23年7月12日	平成23年度 新宿区障害者施策推進協議会 第2回専門部会	[1] 第2期障害福祉計画の進捗状況について [2] 新宿区障害者生活実態調査の項目案について
平成23年7月27日	平成23年度 第1回新宿区障害者施策推進協議会	[1] 新宿区障害者施策推進協議会条例の一部改正 [2] 障害者施策推進協議会専門部会からの報告 [3] 第7期障害者施策推進協議会専門部会の設置
平成23年9月5日	平成23年度 新宿区障害者施策推進協議会 第1(3)回専門部会	[1] 新宿区障害者生活実態調査票案について [2] 障害者計画基本施策に対する個別施策の状況 [3] 障害者計画・第3期障害福祉計画骨子案の作成作業について
平成23年10月14日	平成23年度 第2回新宿区障害者施策推進協議会	[1] 人事異動に伴う新委員の紹介について [2] 新宿区障害者生活実態調査の実施について [3] 障害者計画及び第3期障害福祉計画の修正事項等について
平成23年11月22日	平成23年度 新宿区障害者施策推進協議会 第2(4)回専門部会	[1] 新宿区障害者生活実態調査集計結果(速報)について [2] 新宿区障害者自立支援協議会からの障害福祉計画策定に対する提言 [3] 障害者計画及び障害福祉計画の素案について
平成23年12月26日	平成23年度 第3回新宿区障害者施策推進協議会	[1] 人事異動に伴う新委員の紹介について [2] 新宿区障害者生活実態調査の結果について [3] 新宿区障害者計画・第3期新宿区障害福祉計画の素案及びパブリックコメントの実施について
平成24年2月10日	平成23年度 新宿区障害者施策推進協議会 第3(5)回専門部会	[1] 新宿区障害者計画及び第3期新宿区障害福祉計画の素案に対するパブリック・コメントの結果及びその対応について
平成24年2月16日	平成23年度 第4回新宿区障害者施策推進協議会	[1] 新宿区障害者計画及び第3期新宿区障害福祉計画の素案に対するパブリック・コメントの結果及びその対応について [2] 平成24年度障害者福祉新規・拡充事業概要案について

* 第○(△)回専門部会 カッコ内の数値は年度内に開催した通算回数です。

(6) 新宿区障害者地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等	備考
高橋 幸三郎	東京家政学院大学 教授	会長
大漉 憲一	道灌山学園保育福祉専門学校講師	副会長
高橋 麻子	新宿区勤労者・仕事支援センター 事務局長	
東 早苗	東京社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ東京 新宿区成年後見相談員	
金子 淳子	新宿区立新宿養護学校 教諭	
春田 文夫	新宿区身体障害者福祉協会	
高橋 正也	新宿区手をつなぐ親の会	
友利 幸湖	社会福祉法人 結の会	
四王天 正邦	株式会社 伊勢丹ソレイユ(特例子会社)社長	
山田 元大	東京都福祉保健局 中部総合精神保健センター 広報援助課援助係長	
三浦 勇太	新宿東メンタルクリニック(精神科医師)	
小川 和孝	指定相談支援事業所 プロキオン	
小柳 俊彦	福祉部長	
濱田 幸二	健康部長	

(7) 公表した本計画素案に対する区民意見の提出状況

広報しんじゅく平成24年1月15日号や区ホームページ等で「新宿区障害者計画・第3期新宿区障害福祉計画」(素案)について区民や障害者団体の方々にお知らせし、「パブリック・コメント制度」により意見を伺いました。

期間 平成24年1月6日(金)から2月2日(木)まで 4週間
 方法 郵送・窓口、FAX、電子メール
 提出数 21人・団体、83件
 (内訳) 障害者計画に関する意見 43件
 障害福祉計画に関する意見 1件
 障害者施策全般に関する意見 6件
 障害者施策に関連する要望等 33件

障害者団体への説明 21団体(区立新宿障害者福祉センター等)

3 用語の説明(五十音順)

本文中の用語の末尾に*がついています。

あ

◆ウェブ・アクセシビリティ

心身の機能に制約がある方でも、ウェブ（ホームページ）で提供される情報を音声読み上げや文字拡大等により得やすくすること。

か

◆企業内授産

企業が授産所等に仕事を発注し、授産所等の利用者が指導員のもと施設外で作業に従事する活動。

◆グループホーム（共同生活援助）

就労または就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な障害程度区分1以下の者が、世話人等の支援を受けながら生活する場。

◆ケアホーム（共同生活介護）

生活介護や就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営むうえで、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援が必要な障害程度区分2以上の者が、世話人等の支援を受けながら生活する場。

◆ケアマネジメント

障害者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

◆言語聴覚士（S T）

音声機能、言語機能、摂食・嚥下機能、または聴覚に障害のある人、それが予測される人に対して、その機能の維持向上やコミュニケーション力等向上を図るために援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

◆高次脳機能障害

脳の損傷により生じる認知機能の障害。事故による頭部外傷や脳血管障害等の脳の疾病、感染症や薬物・アルコールによる中毒等、さまざまな原因によって脳が損傷を受け、言語・思考・記憶・行為等の認知機能に生じる障害。

◆こころのバリアフリー

障害に対する差別や偏見、誤解や理解不足等からくる「こころの障壁（バリア）」を無くし、社会の中で障害があることによる不利益を受けることなく、障害のある人もない人も共に生活できる社会を実現していくこと。

◆子ども家庭サポートネットワーク

児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づく要保護児童対策地域協議会のこと。発達支援部会、虐待防止等部会、子ども学校サポート部会、若者サポート部会、事例検討部会により構成されています。

なお、同ネットワークは、平成 24 年 4 月から（仮称）子ども家庭・若者サポートネットワークに発展改組する予定です。

◆個別支援計画

指定障害者福祉サービス事業者（障害福祉サービス事業を行う事業所）が、利用者や家族等の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施するための計画。利用者や家族への個別支援計画の説明と同意、実施状況の把握、定期的に利用者や家族等と懇談を行い、計画の見直し変更を行う。

◆個別指導計画

個別の教育支援計画に示された、学校での支援目標を具体化した指導計画。特別支援教育においては、一人一人の障害の状況や教育ニーズに応じた教育を行うため、この個別指導計画を作成し、学期ごとに評価して多角的に検討し、児童・生徒の実態に応じた適切な指導を行う。幼稚園・子ども園においても、特別な教育的な支援や配慮を要する幼児の保育を行うため、個別指導計画を作成している。

※ 個別の教育支援計画

教育、保健・医療、福祉、労働等の連携に基づき、乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援を行うことを目的として、学習障害等を含め障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じて作成される計画。

◆コミュニティショップ

新宿区では「ふらっと新宿」で、障害者、非就業若年者、高齢者等の就労訓練や社会貢献等を支援している。

ふらっと新宿は、主に区の空き店舗を利用して就労支援者（ジョブサポーター）と障害者のスタッフが共同して運営しており、一般就労への移行による職業的な自立や社会参加等を支援する。

◆サービス等利用計画

介護保険制度におけるケアプランの作成に似ており、障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定相談支援事業者が作成する。指定特定相談支援事業者は障害者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用するサービスの種類、内容等についての計画をたてるとともに、サービス提供が確保されるように関係機関との連絡調整等を行う。

◆災害時要援護者名簿

新宿区では、災害発生時に、必要な情報を把握し、自らを守るなど適切な防災行動をとることが困難な方（災害時要援護者）を、本人の申し出により事前に把握し、迅速・的確な援助ができるように名簿を作成している。

◆作業療法士（OT）

身体や精神に障害のある人、またはそれが予測される人に対して、手先や目の動き等の応用的動作能力または適応能力の回復や維持及び開発を促すことを目的に作業活動を用いて、援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

◆支援費制度

障害者自らがサービスを選択し、サービスを提供する事業者との契約によりサービスを利用する仕組み。障害者の自己決定を尊重し、利用者の立場に立った福祉制度を構築するために設けられ、平成15年度から平成17年度まで実施された制度。対象となるサービスは、身体障害者、知的障害者、障害児の居宅サービスと施設サービス。

◆社会的入院

病状が回復・安定し、退院が可能であるにもかかわらず、患者や家族等の生活上の都合で、長期に入院を継続せざるを得ない状態のこと。精神障害者の場合は、数年から数十年という極めて長い入院生活を送っている者がいる。

◆社会福祉士

社会福祉に関する専門的な知識と技術をもち、身体上、精神上的の障害、または環境上の理由により日常生活を営むうえでの支障がある者を対象に、各種相談に応じたり、助言や指導、援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

◆就労支援コーディネーター

障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が地域で安心して働き続けられるよう、関係機関と連携を図り、職業相談・就職準備支援・職場定着支援等を行う者。また、生活支援コーディネーターと連携し、障害者の就労・生活を一体的に支援する。

◆障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。障害のある人への虐待禁止や、虐待が発生した場合の通報の義務等が定められた。

◆障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め自立を支援するという目的で、障害者基本法の基本的理念に基づき、これまで身体障害者、知的障害者、精神障害等の障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして、平成 18 年に施行された法律。

◆障害児等タイムケア事業

主に知的障害のある小中学生等を対象に行う放課後等の日中活動支援。社会生活のマナー習得や友人関係の構築等が期待される。

新宿区では、地域生活支援事業の日中一時支援の事業として実施。

◆新宿区交通バリアフリー基本構想

障害のある人もない人も誰もが安心して暮らせる住み良いまちづくりを目指し、公共交通機関や道路等をバリアフリー化し、安全で快適に利用できるようにすることを目的として策定した構想。

◆スーパーバイザー

専門的な立場から、現場で働く人への指導・助言・研修等を行ったり、相談を受けたりすることで、支援を行う人物及び役職のこと。

◆生活支援コーディネーター

障害者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携を図り、日常生活の支援・安心して職業生活を続けられるための支援・豊かな社会生活を築くための支援・将来設計や本人の自己決定支援等を行う者。また、就労支援コーディネーターと連携し、障害者の就労・生活を一体的に支援する。

◆精神保健福祉士

精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害の医療を受け、または社会復帰施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

◆成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等によって、物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度。

た

◆地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会を提供や、社会との交流の促進等の便宜を供与する通所施設で、障害者の地域生活を支援する。

◆地域福祉権利擁護事業

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等、判断能力が十分でないため、福祉サービスの利用等が自らの判断では難しい方が、地域で安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続き等の援助や代行、また、日常的な金銭管理サービスと書類等預かりサービスを行う。

◆通過型グループホーム（共同生活援助）

グループホームのうち、病院や施設等から地域での単身生活へ移行することを目指し支援をするグループホームのこと。

◆東京消防庁緊急通報システム

身体の不自由な方や高齢者等が、急病等緊急のときに専用のペンダントを押すと、東京消防庁へ通報されるシステム。

な

◆ノーマライゼーション

障害のある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。WHOの概念では、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約等、社会的な状況も障害の態様の1つととらえており、障害のある人もない人も共に生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

は

◆発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する障害であって、その症状が通常低年齢において現れるもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害とされている。

◆バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア：Barrier）となるものを除去（フリー：Free）するという意味で、建物や道路の段差等、生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用等における障壁の除去も必要であるとされている。

◆福祉ホーム

障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある障害者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室その他の施設を提供するとともに、日常生活に必要な利便を提供する施設。

◆副籍制度

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、交流及び共同学習（直接的な交流）や学校便り等の交換（間接的な交流）を行います。

や

◆ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が快適に利用しやすいよう、製品や建造物、都市や生活環境をデザインすることで、1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方。

◆要約筆記者

要約筆記により、聴覚障害者や音声言語機能障害者のコミュニケーションを支援する者。

◆ライフステージ

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期等、人の一生を身体的、精神的な発達段階に応じて区分した生活段階をいう。

◆理学療法士（PT）

身体や運動発達に障害のある人、またはそれが予測される人に対して、歩行等の基本的動作能力の回復や運動機能の維持、発達を促すことを目的に運動療法を用いて、援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

◆レスパイト

一時休息のこと。短期入所等で障害者を一時的に預かることで、介護者の負担を軽減することを図る。

4 「新宿区内の障害者関連施設」マップ

平成23年12月現在

<p>新宿区社会福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p> <p>区立あゆみの家 (西落合1-30-10)</p> <p>落合保健センター (下落合4-6-7)</p> <p>就労センター「街」 (中落合1-6-21)</p> <p>就労センター「風」 (中落合4-23-25)</p> <p>新宿西共同作業所ラハンス 就労継続支援B型 (高田馬場2-14-5)</p> <p>相談支援事業 (上落合3-34-26)</p> <p>オフィスクロアバー (高田馬場3-18-25)</p> <p>(社福)日本点字図書館 (高田馬場1-23-4)</p> <p>パイオニア (高田馬場1-9-23)</p> <p>まど (高田馬場1-15-6)</p> <p>(社福)邦友会新宿げやき園 (百人町4-5-1)</p> <p>区立高田馬場福祉作業所 (百人町4-4-2)</p> <p>ハローワーク新宿 (歌舞伎町2-42-10)</p> <p>西新宿保健センター (西新宿7-5-8)</p> <p>新宿区保健所 新宿区役所第二分庁舎 (新宿5-18-21)</p> <p>新宿青年教室 西新宿小学校内(西新宿4-35-28)</p>		<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p> <p>東京都社会福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>(社福)全国心身障害児福祉財団 全国療育相談センター 中央愛児園 (西早稲田2-2-8)</p> <p>区立障害者福祉センター 区立新宿福祉作業所 あした作業所・トライ工房・あすなろ作業所 (戸山1-22-2)</p> <p>新宿第二あした作業所 (西早稲田3-11-6)</p> <p>(社福)日本盲人会連合 (西早稲田2-18-2)</p> <p>牛込保健センター 区立新宿生活実習所 (弁天町50)</p> <p>全国身体障害者総合福祉センター (戸山1-22-1)</p> <p>東京都心身障害者福祉センター (戸山1-17-1)</p> <p>東京都児童相談センター (戸山3-17-2)</p> <p>新宿ここから広場 ・子ども総合センター ・新宿区勤労者・仕事支援センター ・わーくすここから (就労移行支援・就労継続支援) ・シルバー人材センター (新宿7-3-29)</p> <p>まいペーす (新宿7-3-29)</p> <p>区立教育センター (大久保3-1-2)</p> <p>日本人職能開発センター 東京ワークショップ (本塩町10-3)</p> <p>フアロ (三栄町8)</p> <p>(社福)ヘレン・ケラー協会 (大久保3-14-20)</p> <p>四谷保健センター (四谷4-17)</p>
<p>特① 若草学級(愛日小学校) 北町26</p> <p>別② 若草学級(東戸山小学校) 戸山2-34-2</p> <p>支③ 新苑学級(花園小学校) 新宿1-22-1</p> <p>援④ 善華学級(管合第二小学校) 上落合2-10-23</p> <p>学⑤ 相葉学級(相木小学校) 北新宿2-11-1</p> <p>級⑥ 新苑学級(四谷中学校) 四谷1-12</p> <p>⑦ E組(西新宿中学校) 西新宿8-2-44</p> <p>⑧ 若草学級(新宿中学校) 新宿6-15-22</p> <p>⑨ 青空学級(天神小学校) 新宿6-14-2</p> <p>⑩ 生活学級(戸塚第二小学校) 高田馬場1-25-21</p> <p>⑪ 赤土学級(落合第二中学校) 西落合1-6-5</p> <p>⑫ 特別支援学校・新宿養護学校 西新宿4-20-11</p>			

新宿区障害者計画・第3期新宿区障害福祉計画

印刷物作成番号

2011-27-2910

発行年月 平成24年(2012)3月

編集・発行 新宿区 福祉部 障害者福祉課

電話 03(5273)4516

FAX 03(3209)3441

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

裏表紙の絵は、上から

須藤貴之さん「無題」(新宿区立高田馬場福祉作業所)

小林深雪さん「無題」(新宿区立新宿生活実習所)

宮田翔太さん「公園清掃」(新宿区立高田馬場福祉作業所)

の作品です。

